

# 感染症サーベイランスシステム 研修資料（医療機関向け）

# アジェンダ

---

1. 感染症サーベイランスシステムの概要
2. 感染症発生動向調査事業の概要
3. システム操作説明
4. 感染症サーベイランスシステムの情報セキュリティに関するご案内

# 1. 感染症サーベイランスシステムの概要

## 1.1. 感染症サーベイランスシステムとは

# 1. 感染症サーベイランスシステムの概要

## 1.1. 感染症サーベイランスシステムとは（はじめに）

- 感染症サーベイランスシステムは、わが国における**感染症の発生状況の迅速な把握を目的**として、平成18年から運用され、行政機関において使用されてきたシステムです。
- 令和4年10月のシステム更改により、患者管理・健康観察機能が実装されたほか、**医療機関等からオンライン入力によって、感染症法<sup>※1</sup>に基づく「発生届」を提出することができるようになりました。**
- 本研修資料は、発生届を提出いただく根拠となっている、感染症法第12条～第16条に基づく「感染症発生動向調査事業」とシステムの操作方法について、概要をご理解いただくことを目的として作成しています。

※1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の略称。以降も本資料では「感染症法」と呼称し、令和5年12月7日時点の記載を引用している。

## 2.感染症発生動向調査事業の概要

- 2.1.感染症発生動向調査事業の目的
- 2.2.感染症発生動向の把握方法
- 2.3.全数報告
- 2.4.動物の感染症
- 2.5.感染症患者が発生した際などにおける自治体の対応（積極的疫学調査）
- 2.6.届出にあたって留意いただきたいこと
- 2.7.定点報告
- 2.8.提出された検体等の検査
- 2.9.収集された感染症に関する情報の提供・公開

## 2.感染症発生動向調査事業の概要

### 2.1.感染症発生動向調査事業の目的

- 感染症発生動向調査事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、**多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的**としています。
- 法令に基づき実施されている事業であり、感染症法に基づいて対象の感染症を診断した際に届出をいただくことで、**感染症の発生や流行を探知**ことができ、また、必要に応じていただく検体等の検査などにより収集した感染症に関する情報は、**まん延を防ぐための対策や、医療従事者・国民の皆様への情報提供に役立てられています。**
- 次スライド以降では、事業の内容について説明します。

事業の名称	分類	根拠法	内容	章
感染症発生動向調査事業	感染症の発生情報・状況の届出	感染症法第12条	● 医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届出	2.2
		感染症法第13条	● 獣医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届出	2.3 2.4
		感染症法第14条	● 都道府県知事が開設者の同意を得て指定届出機関を指定 ● 指定届出機関の管理者が都道府県知事に届出	2.6 2.7
	提出された検体等の検査	感染症法第14条の2	● 都道府県知事が開設者の同意を得て指定提出機関を指定 ● 指定提出機関の管理者は都道府県知事に患者の検体または病原体を提出（病原体定点）	2.8
		感染症法第15条	● 感染症の患者の検体、感染症の病原体の提出を受けて検査（積極的疫学調査の一環）	
	積極的疫学調査	感染症法第15条	● 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査	2.5
	情報提供・公開	感染症法第16条	● 収集した情報の分析、インターネット等の方法による公表	2.9

## 2.感染症発生動向調査事業の概要

### 2.2.感染症発生動向の把握方法

- 感染症の発生や流行の状況（感染症発生動向）は、診断した際にいただく届出により把握しています。
- 届出の対象となる感染症には、**全ての医師・獣医師が届出を行う感染症と、指定した医療機関の管理者のみが届出を行う感染症の2種類があります。**
- ここでは、届出を、全数報告・動物の感染症・定点報告に分類して、それぞれの概要を説明します。

報告種別	概要	指定届出機関の分類	届出時期 (感染症ごとに定義)
全数報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届け出る</li> <li>● 1類から4類感染症及び一部の5類感染症が対象</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直ちに</li> <li>● 7日以内</li> </ul>
動物の感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての獣医師が最寄りの保健所を経由して都道府県知事等に届け出る</li> <li>● 対象の感染症ごとに定める動物について届出</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直ちに</li> </ul>
定点報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開設者の同意を得て、都道府県知事が指定する指定届出機関の管理者が届け出る</li> <li>● 一部の5類感染症が届出対象、ただし疑似症定点に指定された医療機関の届出対象は、集中治療その他これに準ずるものが必要、かつ、直ちに特定の感染症と診断できない感染症が対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小児科定点</li> <li>② 眼科定点</li> <li>③ 急性呼吸器感染症定点※1</li> <li>④ 性感染症定点（STD）</li> <li>⑤ 基幹定点</li> <li>⑥ 疑似症定点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 次の月曜</li> <li>② 次の月曜</li> <li>③ 次の月曜</li> <li>④ 翌月初日</li> <li>⑤ 次の月曜、翌月初日</li> <li>⑥ 直ちに</li> </ul>

※1 令和7年4月より、定点報告の指定届出機関分類として「急性呼吸器感染症定点」が追加された。

(厚労省HP「急性呼吸器感染症」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ari.html>)

## 2. 感染症発生動向調査事業の概要

### 2.3. 全数報告（医師の届出）

- **周囲への感染拡大防止を図ることが必要な感染症と、発生数が希少なため、定点方式での正確な傾向把握が不可能な感染症**については、全数を把握する必要があることから、**診断または死体を検案した全ての医師が、最寄りの保健所を経由して都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）宛に届け出ることが義務付けられています。**

#### 全数報告対象の感染症・届出時期※1

類型	疾患名	届出時期
1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	直ちに
2類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）	直ちに
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	直ちに
4類	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、エムポックス、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	直ちに
5類	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る。）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症	7日以内 (侵襲性髄膜炎菌感染症・風しん・麻しんは直ちに)

※1 感染症法に基づく医師の届出のお願い：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html)

【感染症法第十二条】 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

## 2. 感染症発生動向調査事業の概要

### 2.3. 全数報告（医師の届出基準・届出様式）

■ 届出基準・届出様式は感染症ごとに定められており、原則、届出基準※1を満たした場合に届出対象となります※2。

■ 届出基準・届出様式は改正されることがあるため、最新のものを確認したうえで届出をお願いします。

※診断した患者及び当該感染症について同項による届出が既になされていることを知っている場合や、診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合については届出いただく必要はありません（感染症法施行規則第3条）。また、再感染の場合は、再度届出対象となります。なお、国外で診断された場合については届出の対象外ですが、国内で改めて診断された場合については、届け出る必要があります。

※届出基準については、全般的事項として以下の内容が記載されています（定点報告も同様）。

#### 1 検査方法に関する留意事項

分離・同定による病原体の検出の「同定」には、生化学的性状、抗血清、PCR法（LAMP法等の核酸増幅法全般をいう。以下同じ。）による同定など、種々の同定方法を含む。

抗体検査による感染症の診断には、

- (1) 急性期と回復期のペア血清による抗体の陽転（陰性から陽性へ転じること）
- (2) 急性期と回復期のペア血清による抗体価の有意上昇
- (3) 急性期のIgM抗体の検出
- (4) 単一血清でのIgG抗体の検出による診断もあり得るが、その場合、臨床症状等総合的な判断が必要である。

のいずれかが用いられる。

なお、「抗体価の有意上昇」とは、血清の段階希釈を実施する場合においてのみ利用可能であり、4倍以上の上昇を示した場合をいう。ただし、ELISA法、EIA法等、吸光度（インデックス）で判定する検査法においては、この値（4倍）を用いることはできない。

#### 2 発熱と高熱

本基準において、「発熱」とは体温が37.5℃以上を呈した状態をいい、「高熱」とは体温が38.0℃以上を呈した状態をいう。

#### 3 留意点

(1) 本通知に定める各疾患の検査方法については、現在行われるものを示しており、今後開発される同等の感度又は特異度を有する検査も対象となり得るため、医師が、本通知に定めのない検査により診断を行おうとする場合は、地方衛生研究所、国立健康危機管理研究機構等の専門の検査機関に確認すること。

(2) 医師が、病原体診断又は病原体に対する抗体の検出による診断を行う場合において、疑義がある場合は、地方衛生研究所、国立健康危機管理研究機構等の専門の検査機関に確認すること。

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

別記様式 2-2

結核発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_  
従事する施設・診療所の名称 \_\_\_\_\_  
上記施設・診療所の所在地(※) \_\_\_\_\_  
電話番号(※) \_\_\_\_\_  
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類	・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(歳は月齢)	6 当該者職業	
7 当該者住所	電話( ) -				
8 当該者所在地	電話( ) -				
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話( ) -			

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) 肺結核	2) その他の結核( )	①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫核・飛沫感染(感染源の種類・状況)
・せき ・たん	・発熱 ・胸痛	
11 症	・呼吸困難 ・その他( )	2 その他( )
状	・なし	
12 診断	・塗抹検査による病原体の検出 検体: 喀痰・その他( ) ・分離・同定による病原体の検出	
	・その他( )	

届出基準・届出様式（例：結核）

※1 参考：医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

※2 届出票（全数把握疾患）記入時のお願い、注意点：<https://id-info.jih.go.jp/surveillance/idwr/topics/050/index.html>

## 2.感染症発生動向調査事業の概要

### 2.4.動物の感染症（獣医師の届出）

■ サル等の動物を感染源とするエボラ出血熱等、国外からの侵入の脅威にも的確に対応し、感染症の被害を未然に防止するため、**診断または死体を検案した全ての獣医師が、最寄りの保健所を經由して都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）宛に届け出ることが義務付けられています。**

※獣医師の診断を受けない場合においては、届出の対象となる動物の「所有者」が、対象となる感染症にかかっている（またはかかっている疑いがある）と認めた時も、同様に最寄りの保健所を經由して都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）宛に届け出ることが義務付けられています。

※当該動物が実験のために感染させられている場合は届け出る必要はありません。

#### 報告対象の動物の感染症と対象となる動物※1

対象の感染症	対象となる動物	届出時期
エボラ出血熱	サル	直ちに
重症急性呼吸器症候群（SARS）	イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン	
ペスト	プレーリードッグ	
マールブルグ病	サル	
細菌性赤痢	サル	
ウエストナイル熱	鳥類に属する動物	
エキノコックス症	犬	
結核	サル	
鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）	鳥類に属する動物	
中東呼吸器症候群（MERS）	ヒトコブラクダ	

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項及び第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。 報告年月日（令和 年 月 日）

第1 届出者の氏名 \_\_\_\_\_

2 診療に従事する施設の名称 \_\_\_\_\_  
（届出者が獣医師である場合に記載）

3 届出者の所在地・電話番号 \_\_\_\_\_ 電話（ \_\_\_\_\_ ）  
（届出者が獣医師であって診療に従事する施設がある場合は当該施設の住所・電話番号を記載）

届出内容及び届出事項

1 動物（死体）の所有者の氏名	_____
2 動物（死体）の所有者の住所	_____
3 動物（死体）の所在地	_____
4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所	_____

5 ① エボラ出血熱のサル（サルの種類 _____） ② マールブルグ病のサル（サルの種類 _____） ③ ペストのプレーリードッグ（プレーリードッグの種類 _____）	6 動物の症状及び経緯
--	-------------

#### 届出基準・届出様式

※1 感染症法に基づく獣医師が届出を行う感染症と動物について：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/02.html)

【感染症法第十三条】 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を經由して都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

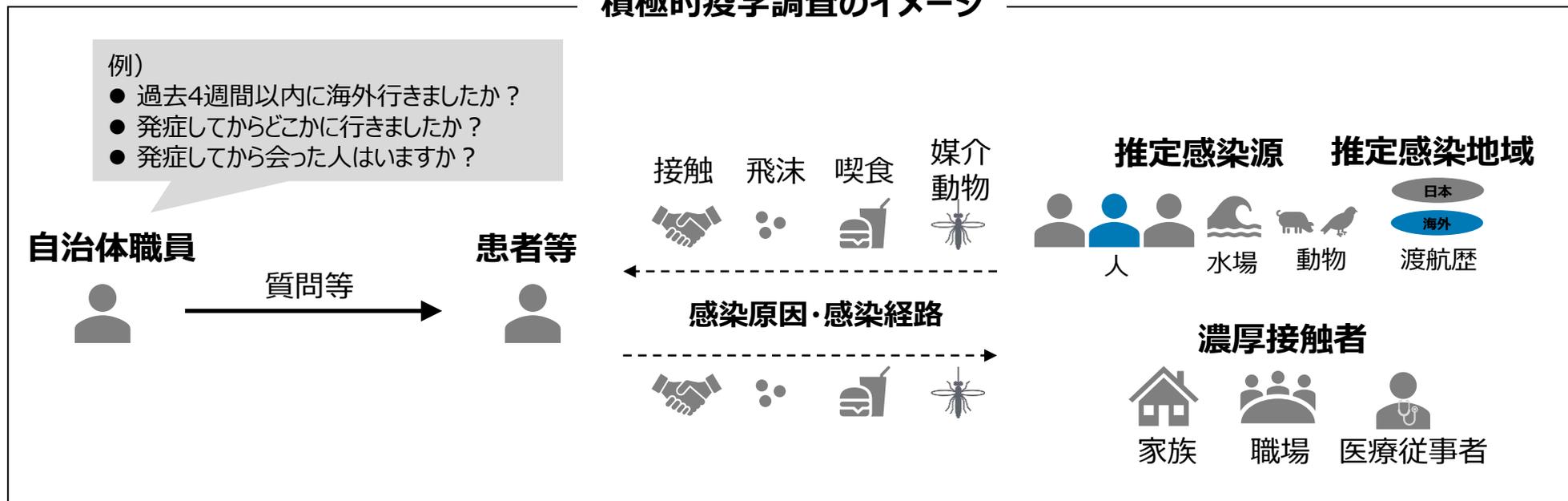
2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

## 2.感染症発生動向調査事業の概要

### 2.5.感染症患者が発生した際などにおける自治体の対応（積極的疫学調査）

- 自治体では、対象の感染症の患者が発生、又は発生した疑いがあるなど、必要と認めた場合、「積極的疫学調査」を実施します。
- 積極的疫学調査は、**患者等への質問や現地の調査等を通じて、推定感染源・濃厚接触者などを明らかにし、さらに必要な検査や公衆衛生対応（就業制限等）を始めとした必要な措置を講じるために行うもの**です。

#### 積極的疫学調査のイメージ



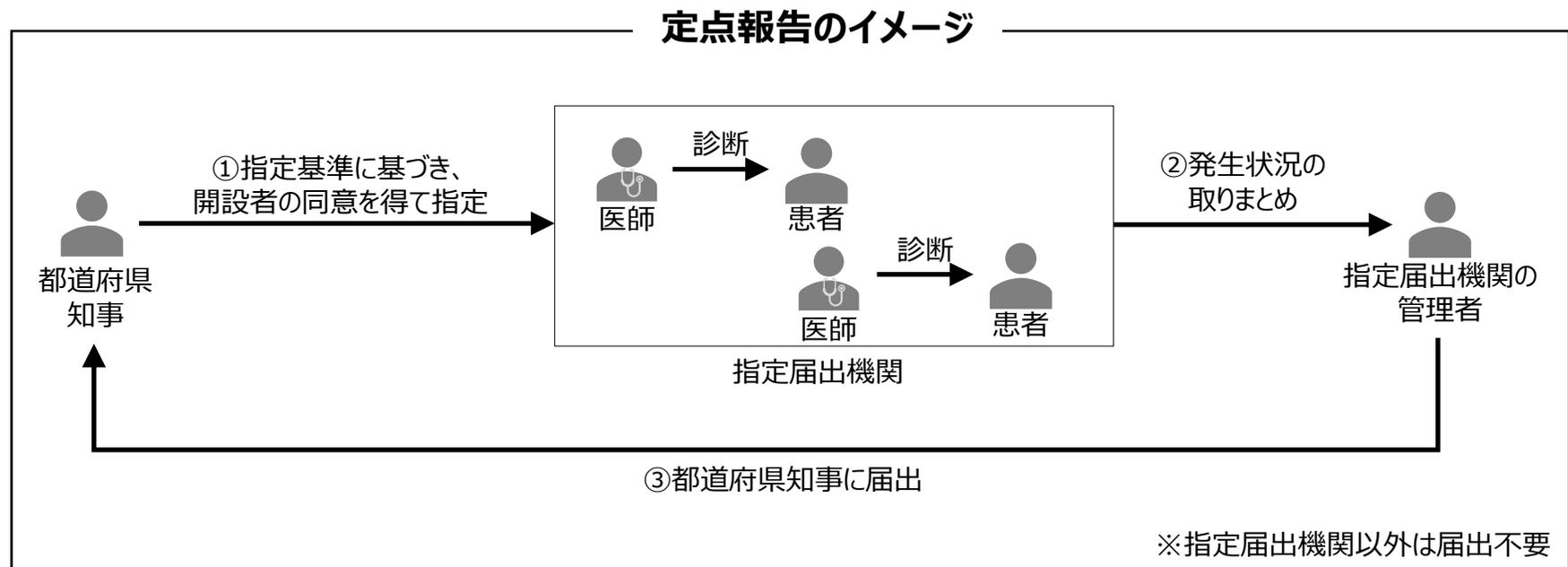
【感染症法第十五条】 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。



## 2. 感染症発生動向調査事業の概要

### 2.7. 定点報告（指定届出機関の管理者の届出）

- **感染症の発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要がない感染症**については、**都道府県知事が定点として指定した病院又は診療所（指定届出機関）の管理者からの届出**により、感染症の発生の状況を把握しています。
- 定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮することとされています。



【感染症法第十四条】 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

## 2.感染症発生動向調査事業の概要

### 2.7.定点報告（指定届出機関の管理者による届出対象の感染症）

- 定点として指定された医療機関の管理者は、それぞれの対象の感染症について、指定の期間（週又は月）ごとにとりまとめ、保健所に届出を行います。ただし、疑似症定点は直ちに届出が必要であるところ、保健所での確認を迅速にできるよう、令和6年度に医療機関からの新規登録時に保健所へメール通知する機能等を追加しました。

令和6年度改修概要の  
詳細はP.14-15ご参照

#### 定点種別と定点報告対象の感染症、届出時期、届出内容※1

類型	定点種別	感染症	届出時期	届出内容	
5類	小児科定点	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺	次の月曜（週報）	患者の年齢、性別	
	急性呼吸器感染症定点※2	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、急性呼吸器感染症	次の月曜（週報）	患者の年齢、性別	
	基幹定点（インフルエンザ/COVID-19による入院患者の報告）	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、新型コロナウイルス感染症（（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）		患者の年齢、性別、入院時の対応	
	眼科定点	急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎	次の月曜（週報）	患者の年齢、性別	
	性感染症定点	性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症	翌月初日（月報）	患者の年齢、性別	
	基幹定点	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。）、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎	次の月曜（週報）	翌月初日（月報）	患者の年齢、性別、原因となった病原体の名称及びその識別のために行った検査の方法
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症			
	疑似症定点	法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	直ちに	年齢・性別その他	

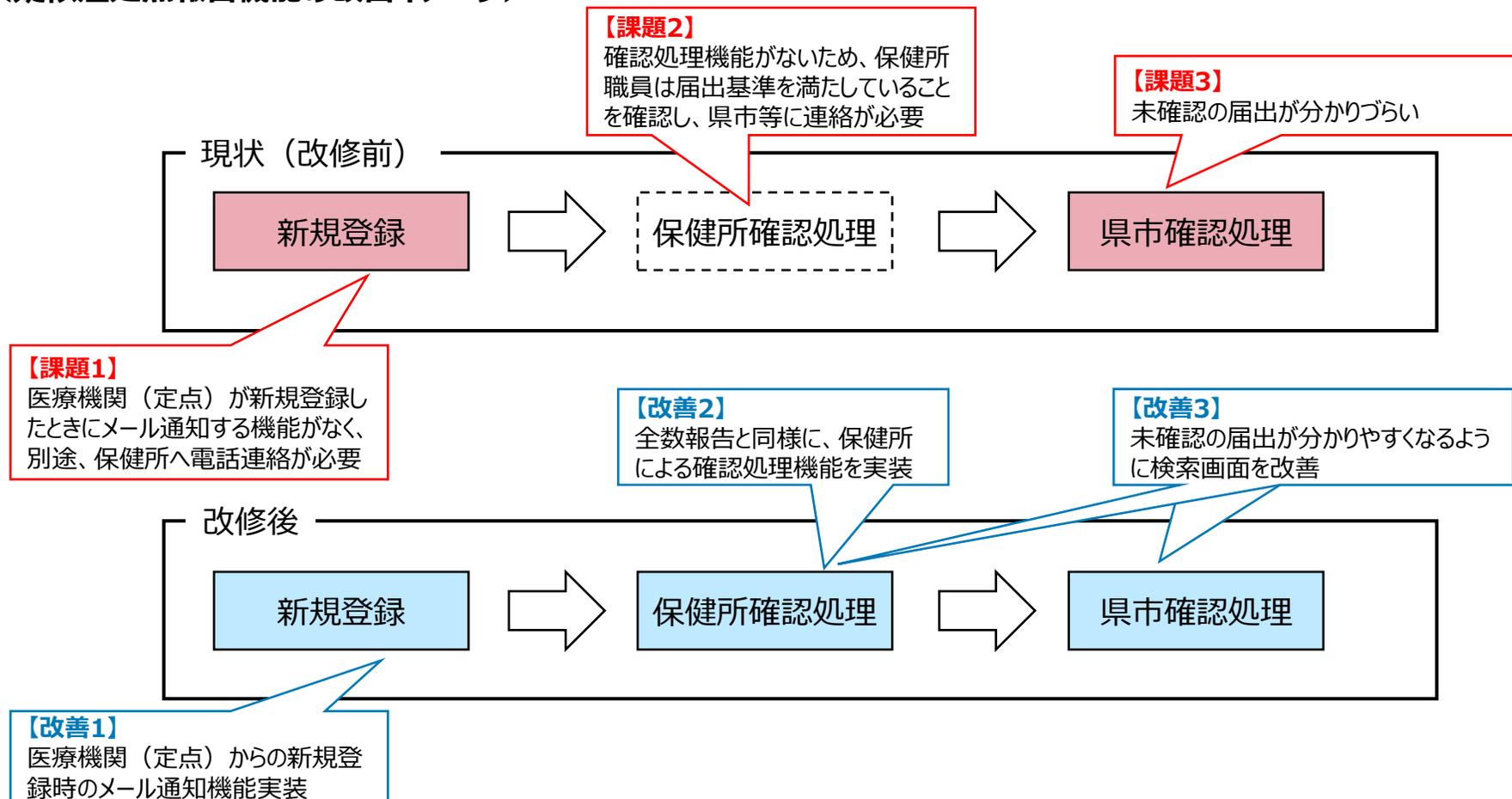
※1感染症法に基づく医師の届出のお願い：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html)

※2令和7年4月より、急性呼吸器感染症定点が追加されたところ、従前のインフルエンザ/COVID-18定点は内包されることとなったが、引き続き感染症発生動向調査サブシステム上ではインフルエンザ/COVID19定点の届出が行われている。

## <令和6年度における改修概要> 疑似症定点報告機能の改善

- 異常事象検知サーベイランスサブシステムで行っていた疑似症定点報告について、感染症発生動向調査サブシステムへの単純移行を令和5年度に実施したところ、全数報告と同様「直ちに届出」となっていることを踏まえ、メール通知機能の追加などの所要の改善を行いました。

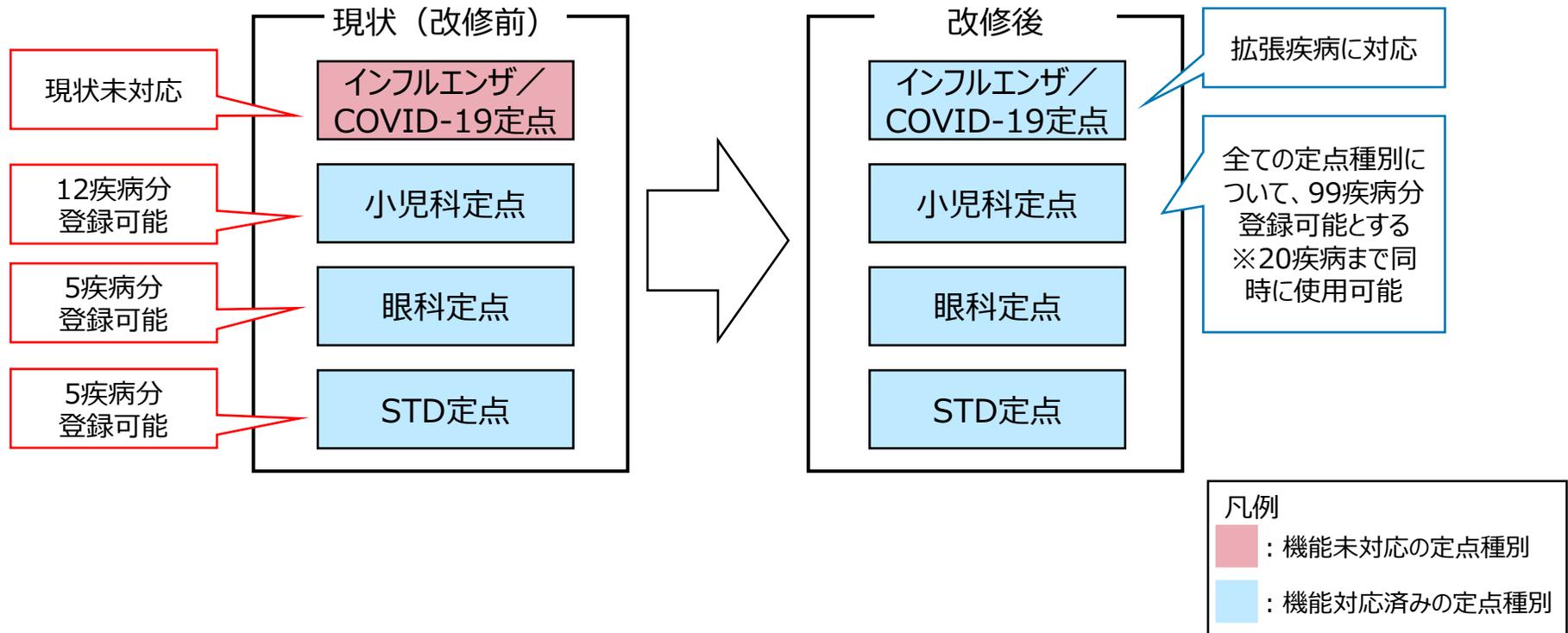
### <疑似症定点報告機能の改善イメージ>



## <令和6年度における改修概要> 定点拡張疾病機能の改善

- 定点報告については、必要に応じて、各都道府県等の実情に応じた追加を行うこととされており、システム上、定点種別（小児科定点、眼科定点、性感染症定点、インフルエンザ/COVID19定点）毎に「拡張疾病」を設定可能です。インフルエンザ/COVID19定点（システム上、急性呼吸器感染症定点はインフルエンザ、COVID19の届出に関してはインフルエンザ/COVID19定点として行う）については、令和6年度に新たに「拡張疾病」として設定できるようになりました。

### <定点拡張疾病機能の改善イメージ>



## 2.感染症発生動向調査事業の概要

### 2.7.定点報告（指定届出機関の管理者の届出基準・届出様式）

- 感染症ごとに定められている届出基準に基づいて診断されたものが届出の対象となります。
- 届出様式には、記載上の注意事項が説明されている場合があるため、あわせて確認をお願いします。

**感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について**

35 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

(1) 定義  
インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザの原因となるA型インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等感染症の原因となるインフルエンザウイルスを除く。）の感染による急性気道感染症である。

(2) 臨床的特徴  
上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

(3) 届出基準（インフルエンザ定点における場合）  
ア 患者（確定例）  
指定届出機関（インフルエンザ定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、[1]のすべてを満たすか、[1]のすべてを満たさなくても[2]を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を届出単位で、経過の月曜日に届け出なければならない。  
イ 感染症死亡者の死体  
指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検察した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、[1]のすべてを満たすか、[1]のすべてを満たさなくても[2]を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を届出単位で、経過の月曜日に届け出なければならない。

[1] 届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

ア 突然の発症
イ 高熱
ウ 上気道炎症状
エ 全身倦怠感等の全身症状

[2] 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病菌株の検出	鼻粘膜拭液、鼻腔拭液、咽頭拭液

#### 届出基準

（例：インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。））※1

届出様式6-2

通報

**感染症発生動向調査（急性呼吸器感染症定点）**  
（インフルエンザ及びCOVID-19の報告）

調査期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日 医療機関名 \_\_\_\_\_

	性別	月												計			
		0-2月	3-4月	5月	6月	7月	8月	9月	10-11月	12-1月	2月	3月	4月				
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	男																
	女																
新型コロナウイルス感染症（検出株がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和5年1月1日、千葉県及び東京都から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが既に報告されたものに属する。）であるものに属する。）	男																
	女																

#### 参考：届出様式

（例：急性呼吸器感染症定点（インフルエンザ及びCOVID-19の報告））

届出様式6-2(2)

通報

**感染症発生動向調査（基幹定点）**  
（インフルエンザによる入院患者の報告）

調査期間 令和 年 月 日 ～ 年 月 日 医療機関名 \_\_\_\_\_

ID番号	性別	年齢 (0歳は月齢)	入院時の対応					備考
			ICU入室	人工呼吸器 の利用	胸部CT検査 (予定含む)	胸部MR検査 (予定含む)	臨床検査 (予定含む)	
1	男・女							
2	男・女							
3	男・女							
4	男・女							
5	男・女							
6	男・女							
7	男・女							
8	男・女							
9	男・女							
10	男・女							
11	男・女							
12	男・女							
13	男・女							
14	男・女							
15	男・女							

<記載上の留意点>  
 インフルエンザに罹患し、入院した患者（院内感染を含む）を報告してください  
 入院時の患者対応については、該当する項目欄の全てに○を記入してください

参考：届出様式（例：基幹定点（インフルエンザによる入院患者の場合））

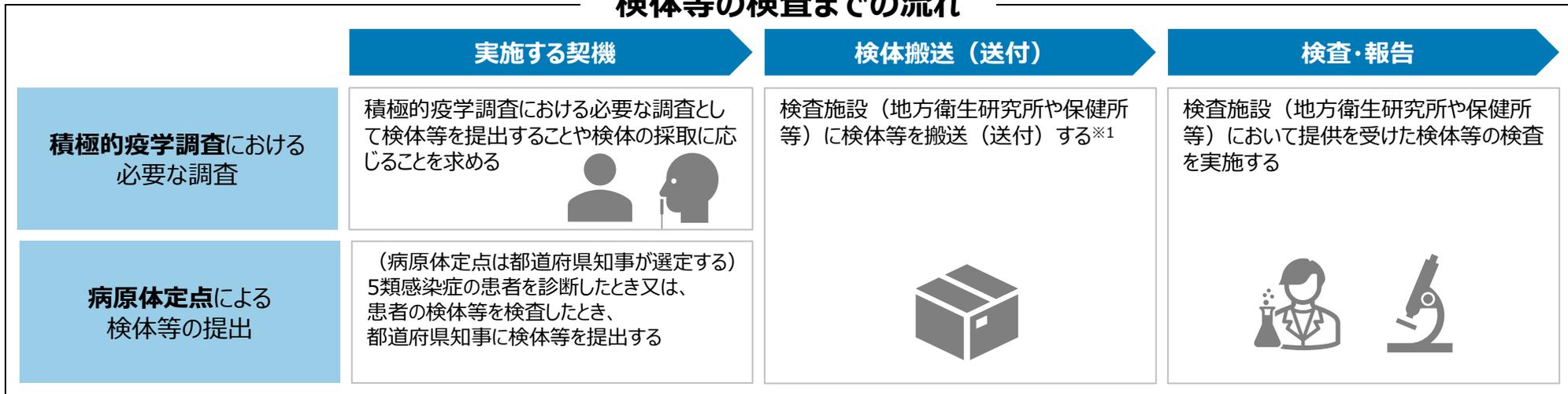
※1 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-28.html>

## 2. 感染症発生動向調査事業の概要

### 2.8. 提出された検体等の検査

- 都道府県知事が必要と認めた場合、患者・感染の疑いのある方に対して、検体の採取を求め、また、医療機関等の検体・病原体を所有する機関に対して、検体・病原体（検体等）の提出を求めることができます。
- 提出された検体等は、検査施設（地方衛生研究所や保健所等）において検査が実施され、検査結果（病原体情報）は集約・疫学的分析が行われます。
- 一部の疾病については、流行している病原体の検出状況及び特性を確認することを目的に、病原体定点として、検体提出を担当する医療機関等（指定提出機関）を指定し、定期的・定量的な検体提出が行われています。

#### 検体等の検査までの流れ



※1 病原体定点について、季節性インフルエンザは、法第14条の2、それ以外の疾病は、法第15条に基づき実施されている。

【感染症法第十四条の二】 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

【感染症法第十五条】

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により提出を受けた検体若しくは感染症の病原体又は当該職員が採取した検体について検査を実施しなければならない。

## 2. 感染症発生動向調査事業の概要

### 2.9. 収集された感染症に関する情報の提供・公開（還元）

- 届出や病原体の検査などにより収集した感染症に関する情報は、専門家による分析を行い、定期的に国や自治体のホームページ上で情報提供・公表されています。
- 届出された情報は、各自治体における確認を経たものについて毎週集計が行われており、全国（都道府県別）の集計結果については、速報値が火曜日、速報値に基づく分析結果が金曜日に国立健康危機管理研究機構のホームページで確認することができます。また、病原体に関する分析結果は、月単位でとりまとめ、月末に公表されています。なお、インフルエンザなど一部の感染症については、厚生労働省においても公表されます。

#### 国立健康危機管理研究機構

例) 感染症発生動向調査 週報 (IDWR) ※1



速報データ (CSV) 公表日：火曜日  
分析結果 (PDF) 公表日：金曜日

病原微生物検出情報 (IASR) ※2



分析結果 (PDF) 公表日：月末  
※集計結果は毎開庁日更新・公表を実施

#### 厚生労働省

例) インフルエンザの発生状況について※3



集計データ公表日：金曜日  
(流行時期のみ)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の発生状況について※4



集計データ公表日：金曜日

**【感染症法第十六条】** 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

※1 国立健康危機管理研究機構HP 感染症発生動向調査 週報 (IDWR) (<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/index.html>)  
※2 国立健康危機管理研究機構HP 病原微生物検出情報 (IASR) (<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/index.html>)  
※3 厚生労働省HP インフルエンザの発生状況 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou.html))  
※4 厚生労働省HP 新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料 (発生状況等) ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00086.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html))

# 3.システム操作説明

- 1 システム概要
- 2 システムの起動
- 3 届出・報告業務の操作
- 4 COVID-19入院サーベイランスの操作
- 5 ヘルプガイド及びヘルプデスクのご案内

# 1

## システム概要

1-1 利用可能な機能

1-2 システムの利用について

# 1 システム概要

## 1-1 利用可能な機能

■ 利用可能な機能はアカウント種別ごとに分かれており、それぞれ以下のとおりです。

### <アカウント一覧>

【凡例】 ○：利用可、－：利用不可

No.	アカウント種別	略称	利用可能な機能					
			業務共通サブシステム	感染症発生動向調査サブシステム				異常事象検知サーベイランスサブシステム
				全数報告機能	患者管理機能	定点報告機能	動物の感染症報告機能	
1	医療機関（全数）	DO1	○	○	○	－	－	○
2	医療機関（定点）	MM1	○	－	－	○	－	○
3	動物診療施設	VE1	○	－	－	－	○	○

### <サブシステム一覧>

No.	サブシステム名	略称	主な機能
1	業務共通サブシステム	GK	● 本システムへのログイン機能、ホーム画面のお知らせ等表示機能の提供
2	感染症発生動向調査サブシステム	KH	● 感染症法上対象となっている感染症の全数報告、定点報告、動物の感染症報告の登録 ● 新興・再興感染症発生・流行時に患者等の健康観察及び積極的疫学調査に必要な情報の登録・管理
3	異常事象検知サーベイランスサブシステム	HS	● 新興・再興の感染症の発生・流行時に新たなサーベイランスの緊急実施が必要になった場合に、初動のサーベイランス等を迅速に実施するための機能 ※現在は「急性呼吸器感染症定点、基幹定点（COVID-19入院）」の報告に利用している。

# 1 システム概要

## 1-2 システムの利用について

### ■ 動作環境と制約事項

推奨する動作環境は以下のとおりです。

【凡例】 ○：利用可、－：対象外

デバイス	OS	ブラウザ	サブシステム		
			業務共通	感染症発生動向調査	異常事象検知サーベイランス
パソコン	Windows10,11 ※1	Edge ※2 ,Chrome,Firefox	○	○	○
タブレット	Android	Chrome	○	○	－
	iOS	Safari	○	○	－
スマートフォン	Android	Chrome	○	○※3	－
	iOS	Safari	○	○※3	－

※1 Windows11のFirefoxで利用する場合、動作に問題はありませんが、一部表示が崩れる場合があります。詳細はヘルプガイドの情報をご確認ください。

※2 Edgeを利用する場合には「IEモード」の設定を無効にする必要あり

※3 画面横向き・文字サイズ縮小での利用を想定しており、お使いの端末によっては表示が崩れる場合があります。

#### 利用上の注意事項

##### ● ブラウザの操作

・ 異常事象検知サーベイランス以外のサブシステムでは、ブラウザの [戻る] [進む] ボタンは使用しないでください。  
( [戻る] [進む] ボタンをクリックした場合、最新のデータが表示されない等、誤動作の原因となります。)

・ ブラウザのスクリプト、クッキー、ポップアップを有効にしてください。

・ Adobe ReaderはAdobe Reader DCのみのサポートとなります。

##### ● その他

・ 90分間操作しないと、セキュリティを確保するためにセッションタイムアウトになります。その場合、ログイン画面から再度ログインしなおす必要があります。

・ 半角カタカナは、誤動作や文字化けの原因となりますので、入力しないでください。

・ 入力画面のテキスト入力欄に以下の文字（文字列）を多用した場合に、セキュリティ対策の仕組みの過検知によりブロックされ「403 - 許可されていません」というエラーが表示されることがあります。エラーが表示され登録できない場合には、当該文字の削除又は他の文字への置き換えをご検討ください。

##### <エラーの原因となる文字（文字列）の例>

- ✓ 一重引用符 (')、二重引用符 (""), セミコロン (;)、不等号 (<, >) などの半角記号
- ✓ 英文字を記号や丸括弧などで囲む 例) (a), (A)
- ✓ 全角スペース ※備考欄等で体裁を整えるために全角スペースを多用するのは避けてください。

× 悪い例  
(全角スペースを多用して位置を揃えている)

・ あああああ \_\_\_\_\_ ・ いいいいいい \_\_\_\_\_ ・ ううううう  
・ えええええ \_\_\_\_\_ ・ おおおおお \_\_\_\_\_

○ 推奨例  
(改行により位置を揃える)

・ あああああ  
・ いいいいいい  
・ ううううう  
・ えええええ  
・ おおおおお

# 2

## システムの起動

### 2-1 システムへのログイン

- (1) システムにログインする
- (2) パスワードを忘れたとき
- (3) 二要素認証通知先を変更する

## 2 システムの起動

### 2-1 システムへのログイン



業務共通(GK)



全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)

#### (1) システムにログインする

利用者IDとパスワードによる認証、二要素認証による本人確認を行い、システムにログインします。

- ① ブラウザを起動し、システムのURLを入力する  
ログイン画面が表示されます
- ② 利用者IDとパスワードを入力する
- ③ **【ログイン】 ボタンをクリックする**  
二要素認証画面が表示されます  
事前に設定された通知先にコードが送信されます

#### 重要!!

- パスワードを忘れた場合は、次項(2)の手順でパスワードを初期化してください。ただし、初期パスワードを初期化することはできません。

- ④ メール/SMS/電話に通知されたコードを入力する
- ⑤ **【認証】 ボタンをクリックする**

#### 重要!!

- 認証コードには有効期限があります。数分で無効になるため、到着後速やかに入力して認証を行ってください。
- 誤ったコードを入力し認証に5回失敗すると、ログインできなくなります。保健所又は自治体の窓口でパスワードの初期化を依頼してください。
- 二要素認証の通知先が不明な場合は保健所又は自治体の窓口を確認してください。
- 二要素認証の通知先は、ログイン後に次項(3)の手順で変更できます。

## 2 システムの起動

### 2-1 システムへのログイン



業務共通(GK)



全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)



ホーム画面が表示されます  
(画面例は、「医療機関 (全数) ユーザ (DO1)」の場合)

#### 参考

- 初回ログイン時のみ、初期パスワードの変更画面が表示されます。  
[パスワード変更] ボタンをクリックして変更してください。
- ログインユーザの権限により、ナビゲーションメニューに表示されるサブシステムが異なります。
- お知らせ一覧が表示されます。「お知らせ検索」タブから過去のお知らせの検索が可能です。

#### 参考

パスワードの有効期限切れ（最後に変更してから180日を経過）又は有効期限まで残り10日以内になると、以下のパスワード変更通知画面が表示されます。[パスワード変更] ボタンをクリックして、パスワードを変更してください。（パスワードのルールについて、次ページを参照）



## 2 システムの起動

### 2-1 システムへのログイン



業務共通(GK)



全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)

#### (2) パスワードを忘れたとき

パスワードを忘れてログインできない場合には、二要素認証でパスワードを初期化します。

① ブラウザを起動し、システムのURLを入力する

② 「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックする  
パスワード初期化の画面が表示されます

③ 利用者IDを入力する

④ メール／SMS／電話のいずれかを選択し、コードを送付するメールアドレス又は電話番号を入力する  
事前に設定された二要素認証の通知先を入力します。  
(ここでは、「メール」を選択します)

#### 重要!!

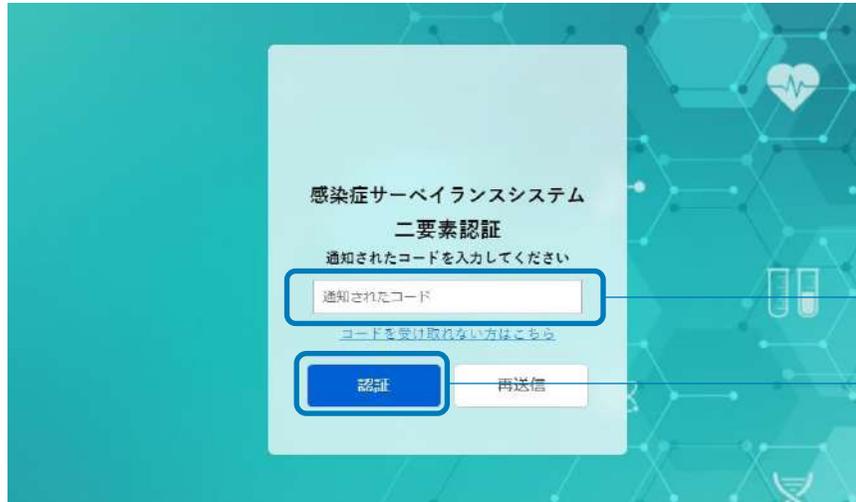
事前に設定された二要素認証の通知先が不明な場合には、保健所又は自治体の窓口を設定を確認するかパスワードの初期化を依頼してください。

⑤ [OK] ボタンをクリックする  
二要素認証画面が表示されます  
手順④で入力した通知先にコードが送信されます



## 2 システムの起動

### 2-1 システムへのログイン



⑥ メール/SMS/電話に通知されたコードを入力する

⑦ **【認証】 ボタンをクリックする**  
パスワード変更通知画面が表示されます



⑧ **【パスワード変更】 ボタンをクリックする**  
初期パスワード変更画面が表示されます

## 2 システムの起動

### 2-1 システムへのログイン



業務共通(GK)



全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)

⑨ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」を入力する

⑩ **【設定】ボタンをクリックする**  
パスワードが変更され、ホーム画面が表示されます

#### 参考

##### パスワードのルールについて

- パスワードの文字数は、8～30文字です。
- パスワードには、次の文字が使用できます。
  - 英小文字：「a」～「z」
  - 英大文字：「A」～「Z」
  - 数字：「0」～「9」
  - 記号：「@ # \$ % ^ & \* - ! + = [ ] { } | ¥ : ' , . ? / ` ~ " ( ) ;」
- 英小文字だけ（“abcdefgh”）や数字だけ（“12345678”）のように、1種類の文字からなるパスワード、英小文字と数字だけ（“abcd1234”）のように、2種類の文字からなるパスワードは使用できません。英小文字、英大文字、数字、記号を、3種類以上組み合わせてください。
- 同じ文字を3文字以上連続して含めることはできません（“111abc”、“123aaa”）。
- 英小文字と英大文字は区別されます。
- 利用者IDと同じパスワード、現在と同じパスワードは、使用できません。

## 2 システムの起動

### 2-1 システムへのログイン



業務共通(GK)



全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)

### (3) 二要素認証通知先を変更する

二要素認証通知先の変更は、ホーム画面の [⚙️] アイコンから行います。



- ① ホーム画面で [⚙️] アイコンをクリックする  
パスワード変更画面が表示されます



- ② 「二要素認証変更」タブを選択する

- ③ 新しい通知先を入力する

- ④ [変更] ボタンをクリックする  
新しい通知先にコードが送信されます



- ⑤ メール/SMS/電話に通知されたコードを入力する

- ⑥ [認証] ボタンをクリックする



変更完了のメッセージが表示されます

#### 参考

システムからの通知メールの連絡先は、「連絡先変更」タブから変更できます。

# 3

## 届出・報告業務の操作

3-1 感染症発生動向調査サブシステムについて

3-2 全数報告の登録

(1) 届出内容を登録する

(2) 登録データを閲覧・修正・削除する

3-3 定点報告の登録

(1) 届出内容を登録する

(2) 登録データを修正・削除する

3-4 機能説明

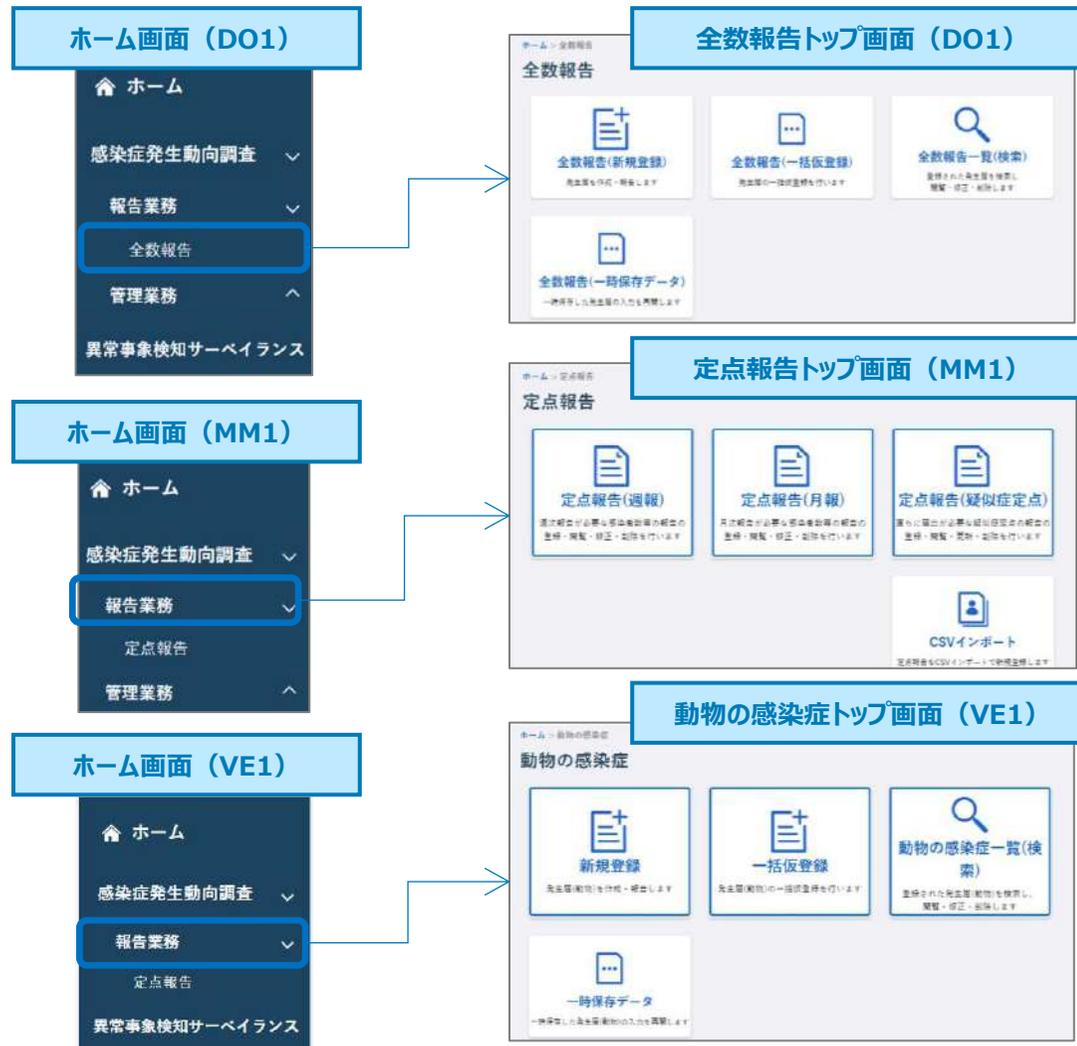


### 3 届出・報告業務の操作

#### 3-1 感染症発生動向調査サブシステムについて

##### ■ 感染症発生動向調査サブシステムメニュー

ホーム画面のナビゲーションメニューから機能を選択します。ログインユーザ（DO1、MM1、VE1）により表示されるメニューが異なります。



ナビゲーションメニューから [感染症発生動向調査] > [報告業務] > [全数報告] を選択

全数報告の対象として指定されている感染症の患者を診断した際に届け出る、発生届の入力ができます。

ナビゲーションメニューから [感染症発生動向調査] > [報告業務] > [定点報告] を選択

都道府県から指定された医療機関（定点）が、定点把握対象疾病の報告ができます。

ナビゲーションメニューから [感染症発生動向調査] > [報告業務] > [動物の感染症] を選択

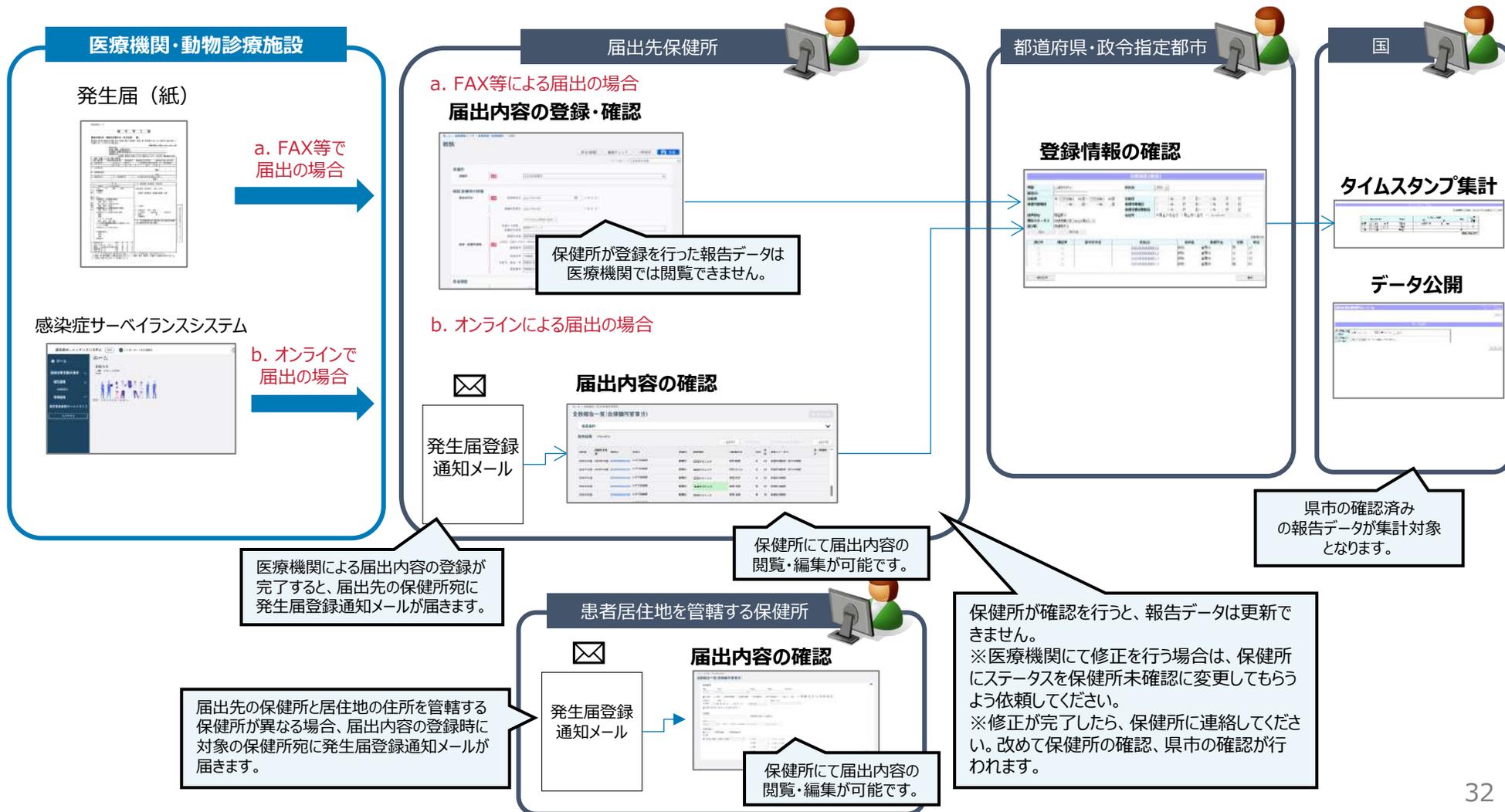
届出の対象として指定されている動物の感染症の発生届の入力ができます。

# 3 届出・報告業務の操作

## 3-2 全数報告の登録

### ■ 全数報告の流れ

医療機関が届出を行った届出内容は、保健所・区市による確認が行われた後、国による集計が行われます。  
FAX等によるシステム外での届出の場合は、保健所がシステムへの登録を行います。



## 3 届出・報告業務の操作

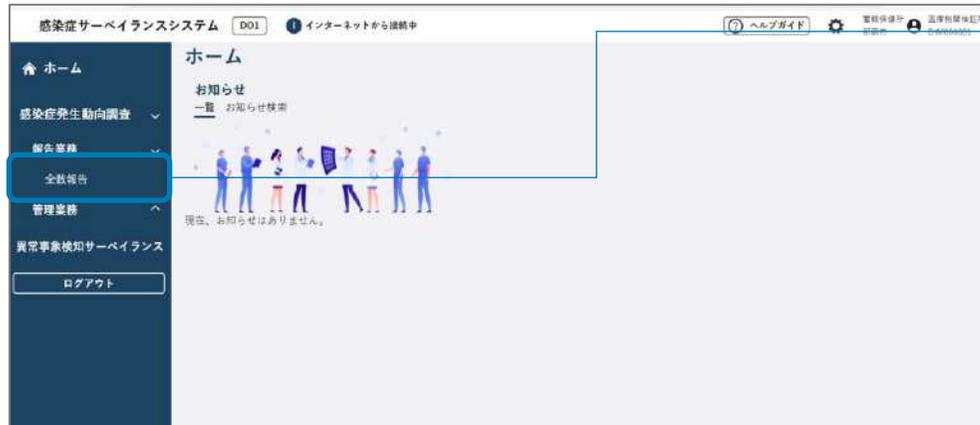
### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

全数報告の届出内容をシステムに登録します。登録した届出内容のデータは保健所にて閲覧・編集が可能になります。  
(画面例は、「医療機関(全数)ユーザ(DO1)」の場合)



- ① ホーム画面のナビゲーションメニューから【感染症発生動向調査】－【報告業務】－【全数報告】を選択する

全数報告トップ画面が表示されます

※【全数報告】が表示されていない場合は、メニューの右側に表示されている【】をクリックしてください。



- ② 【全数報告(新規登録)】を選択する  
疾病選択画面が表示されます

### 3 届出・報告業務の操作

#### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

ホーム > 全数報告トップ > 発生届 新規登録

### 発生届 新規登録

一類

エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘そう	南米出血熱
ペスト	マールブルク病	ラッサ熱	新型インフルエンザ(A/H1N1)

二類

急性灰白髄炎	<b>結核</b>	ジフテリア	重症急性呼吸器症候群 (SARS)
中東呼吸器症候群(MERS)	鳥インフルエンザ (H5N1)	鳥インフルエンザ (H7N9)	

三類

コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス
-----	-------	-------------	------

パラチフス

四類

E型肝炎	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎)	A型肝炎	エキノコックス症
------	----------------------	------	----------

③ **【類型から選択】 又は【50音順から選択】 をクリックする**

ここでは、例として【類型から選択】を表示します

④ **疾病一覧から報告対象の疾病を選択する**

ここでは、例として【結核】を選択します  
選択した疾病の全数報告画面(新規登録)が表示されます

⑤ **次ページ以降に示す「入力時の留意事項」を参考に、各項目を入力する**

ここでは、例として結核の全数報告画面を示します

#### 参考

手順④で選択する疾病によって、以下の項目の表示／非表示が異なります。  
 「当該者氏名」「生年月日」「当該者職業」「当該者住所、電話番号」  
 「当該者所在地、電話番号」「保護者氏名」「保護者住所」「ワクチン接種歴」  
 「その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項」

ホーム > 全数報告トップ > 新規登録 (疾病選択) > 結核

### 結核

ページタイトル: 結核の登録

保健所

保健所

病院 診療所の情報

報告年月日  (年月日)

医師報告日  (年月日)

保健所受理日  (年月日)

転送する病院・診療所の名称

医師の氏名

上記病院・診療所が同院に医師番号が未入力の場合のみ入力可能です。

医師・診療所情報

### 3 届出・報告業務の操作

#### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

#### 全数報告入力時の留意事項 (1/6)

##### 例：結核の全数報告画面

赤字で「必須」の表示のある項目は必ず入力してください。未入力の項目がある場合は登録時にエラーとなり登録できません。入力時の注意事項は「1-2 システムの利用について」の「利用上の注意事項」を参照してください。

**ページ内リンク**  
選択した項目の大見出しまで、ページ内を移動できます

**保健所 (必須)**  
ログインユーザが所属する医療機関を管轄する保健所が自動表示されます。保健所に支所がある場合は、支所が表示されます。

**報告年月日 (必須)**  
日付の入力は西暦で直接入力又はカレンダーのアイコンから日付を選択入力できます。直接入力の場合は年月日を8桁で入力します。

**医師・診療所情報 (必須)**  
医療機関名、医療機関住所、電話番号が自動表示されます。医師の氏名は、ログインユーザの氏名が表示されます。必要に応じて編集します。

各項目の右上にある **?** アイコンをクリックすると入力内容に関する説明が表示されます。

**診断(検案)した者(死体)の種類 (必須)**  
患者の種類を選択します。  
※疾病により選択肢が異なります (画面例は結核の場合)

患者類型  
1 診断(検案)した者(死体)の種類

患者 (確定例)  無症状病原体保有者  疑似症患者  感染症死亡者の死体  感染症死亡疑い者の死体

# 3 届出・報告業務の操作

## 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

### 全数報告入力時の留意事項 (2/6)

#### 患者の基本情報

2 当該者氏名 **必須** 姓:  名:

3 性別 **必須**  男  女  その他  不明

4 生年月日 **必須** yyyy/mm/dd (年月日)

5 診断時の年齢(0歳は月齢) **必須**  歳 ( か月)  
 生年月日・診断(検案)年月日と連動させる  
※診断(検案)年月日を設定することで年齢を自動計算できます。  
 (右上の青いボタンの下「ページ内リンク」から移動できます)

6 当該者職業 **必須**

7 当該者住所 **必須** **住民登録している住所を入力してください。**  
 郵便番号  ハイファンは不要 番号から住所入力  
 都道府県  沖縄県  
 市区町村等  [未選択] ※原則リストより選択。選択肢が無い場合のみ手動入力。  
 以降の住所   
 手動で住所を入力する  
 市区町村以降の住所   
 電話番号  ハイファンは不要

8 当該者所在地 **必須** **診断時の所在地(病院や帰省先など含む)を入力してください。**  
 所在地  当該者住所と同じ  病院・診療所と同じ  その他  
 郵便番号  ハイファンは不要 番号から住所入力  
 都道府県   
 市区町村等  ※原則リストより選択。選択肢が無い場合のみ手動入力。  
 以降の住所   
 手動で住所を入力する  
 市区町村以降の住所   
 電話番号  ハイファンは不要

#### 患者の基本情報

患者の基本情報を入力します。性別はできる限り「その他」「不明」にせず、迷う場合は出生時に届出のあった性別を選択してください。  
 ※「氏名」「生年月日」「職業」「住所・電話番号」「病型」は、疾病によっては表示されません。

#### 5 診断時の年齢 (必須)

生年月日・年齢が不明の場合は 999歳と入力すると「年齢不詳」として扱われるため、生年月日の入力は不要です。  
 「生年月日・診断(検案)年月日と連動させる」を選択して「14 診断(検案)年月日」を入力すると、診断時の年齢が自動計算されます。

#### 6 当該者職業 (必須)

職業はできる限り不明にせず入力してください。

#### 7 当該者住所 (必須)

住所は必須です。住所不定の場合以外は「市区町村等」以降も必ず入力してください。市区町村以降を「以降の住所」にて入力してください。登録時に、届出先の保健所に加えて、プルダウン選択した住所を管轄する保健所宛に発生届登録通知メールが送信されます。  
 ※該当の住所がプルダウンに存在しない場合のみ、「手動で住所を入力する」にチェックを入れて「市区町村以降の住所」欄に入力します。手入力の場合、住所を管轄する保健所宛に発生届登録通知メールは送信されません。

#### 8 当該者所在地 (必須)

「当該者住所と同じ」「病院・診療所と同じ」を選択すると、入力されている情報がコピーされます。「その他」を選択した場合は「7 当該者住所」と同様、住所は必須です。住所不定の場合以外は「市区町村等」以降も必ず入力してください。

### 3 届出・報告業務の操作

#### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)



全数(DO1)/動物(VE1)

#### 全数報告入力時の留意事項 (3/6)

9 保護者氏名  9、10は当該者が未成年の場合のみ記入

住所  当該者住所と同じ  その他

郵便番号  ハイフンは不要

都道府県

市区町村等  ※原則リストより選択。選択肢が無い場合のみ手動入力。

以降の住所

手動で住所を入力する

市区町村以降の住所

電話番号  ハイフンは不要

---

病型

病型  肺結核

その他の結核

肺結核及びその他の結核

無症状病原体保有者

疑似症患者

---

症状

11 症状詳細  咳  痰  発熱  胸痛  呼吸困難

その他

なし

#### 9 保護者氏名、10 保護者住所

患者が未成年の場合に入力します。  
 ※年齢が18歳未満の場合に、必須入力となります。

#### 病型 (必須)

病型欄がある疾患は病型を入力します。(画面例は結核の場合)

#### 11 症状詳細 (必須)

症状を選択・入力します。疾患により入力項目が異なります。  
 (画面例は結核の場合)  
 「その他」など直接入力の項目は、チェックボックスを選択していないと入力内容が登録されません。  
 ※患者類型が「無症状病原体保有者」の場合に「なし」を選択します。  
 (「患者(確定例)」の場合は「なし」を選択不可)

### 3 届出・報告業務の操作

#### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)



全数(DO1)/動物(VE1)

#### 全数報告入力時の留意事項 (4/6)

12 診断方法 ?

塗抹検査による病原体の検出  
検体  
 喀痰  
 その他

分離・同定による病原体の検出  
検体  
 喀痰  
 その他

核酸増幅法による病原体遺伝子の検出  
検体  
 喀痰  
 その他

病理検査における特異的所見の確認  
 検体   
 所見

ツベルクリン反応検査 必須  
 発赤  
 硬結  
 水疱  
 壊死

リンパ球の固特異蛋白刺激による放出インターフェロニン試験

画像検査における所見の確認

その他の方法   
 検体   
 結果

臨床決定

診断方法詳細

#### 12 診断方法 (必須)

診断方法の詳細を入力します。陽性結果が得られた診断方法を入力します。疾患により入力項目が異なります。(画面例は結核の場合)「その他」など直接入力項目は、チェックボックスを選択していないと入力内容が登録されません。

症状及び診断方法については、届出基準に合致しているか確認の上、入力してください。

#### 臨床決定

一部の疾病については、「臨床決定」の選択が可能です。「患者類型」が「疑似症患者」又は「感染症死亡疑い者」の場合のみ選択が可能です。(患者類型にかかわらず「臨床決定」を選択できる疾病もあります。)  
「診断方法」をあとから追記することがありますが、「患者類型」は変更しないでください。

# 3 届出・報告業務の操作

## 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

### 全数報告入力時の留意事項 (5/6)

**診断日設定**

13 初診年月日 必須  (年月日)  
当該疾患の初診日を入力してください。

14 診断(検案)年月日 必須  (年月日)  
年齢(月齢) 歳 か月  
※生年月日を設定することで年齢を自動計算できます。  
(右上の青いボタンの下「ページ内リンク」から移動できます)

15 感染したと推定される年月日  (年月日)  年月日  年月  年

16 発病年月日  (年月日)  年月日  年月  年

17 死亡年月日  (年月日)  年月日  年月  年

**18 感染原因・感染経路・感染地域**

確定  推定  不明

飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況)

その他

①感染原因・感染経路 必須

確定  推定  不明

日本国内 1 都道府県   
2 都道府県   
3 都道府県

国外 1 国名   
渡航期間   
国外居住者については、入国日のみの記入で可

2 国名   
渡航期間   
国外居住者については、入国日のみの記入で可

3 国名   
渡航期間   
国外居住者については、入国日のみの記入で可

#### 診断日設定

「初診年月日」「診断(検案)年月日」は必須項目です。日付の入力は西暦で直接入力又はカレンダーのアイコンから日付を選択入力できます。直接入力の場合は年月日を8桁で入力します。「初診年月日」には、届出疾患を発症後に最初に診察した日付を記載してください。「感染したと推定される年月日」「発病年月日」についても判明している場合は入力してください。詳細な日付が不明な場合は、「年月」「年」を選択すると、選択に応じた入力が可能になります。

#### ①感染原因・感染経路(必須)

感染経路を「確定」「推定」「不明」から選択し、「確定」「推定」の場合は経路・原因を入力します。「その他」など直接入力項目は、チェックボックスを選択していないと入力内容が登録されません。

#### ②感染地域(必須)

感染地域を日本国内・国外のいずれかに入力します(最大3つまで)。渡航歴のない患者については、「日本国内」の都道府県を選択し、市区町村名まで入力します。感染地域が国外と確定・推定される場合は、「国外」から該当国名を選択し、詳細地域がわかる場合は、都市名等を入力します。プルダウンで文字列検索により、入力した文字列を含む国名が絞り込み表示されます。渡航期間を「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日」の形式で入力します。

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

#### 全数報告入力時の留意事項 (6/6)

19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

自由記述

入力文字数：0文字  
改行は2文字としてカウントされます。

20 備考

医療機関用

入力文字数：0文字  
改行は2文字としてカウントされます。

#### その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

「自由記述」は全角、半角問わず256文字まで入力できます。改行についても2文字分となります。文字数を超過すると、警告メッセージが表示されます。※体裁を整えるために全角スペースを多用するのは避けてください。登録できない場合があります。

#### 備考

「医療機関用」に全角1000文字（半角2000文字）まで入力できます。改行についても2文字分となります。文字数を超過すると、警告メッセージが表示されます。※一部の疾病では備考欄に入力いただく内容がバルーンに表示されます。※体裁を整えるために全角スペースを多用するのは避けてください。登録できない場合があります。

<画面上部に配置されているボタンの説明>

結核

戻る(破棄) 重複チェック 一時保存 登録

リンク内リンク 診断時の承認

#### 重複チェック

全ての項目を入力する前に、患者氏名、性別、生年月日、年齢、診断年月日を入力して、画面右上の「重複チェック」ボタンをクリックすると、入力を行っている医療機関内ですでに登録されている同一届出内容の有無を確認することができます。重複があった場合は、確認のダイアログが表示されます。※ただし、個人情報を持たない疾病は重複チェックの対象外となります。

#### 一時保存

画面右上の「一時保存」ボタンをクリックすると、入力内容を登録せずに、データを一時的に保存できます。一時保存したデータは、4日後の深夜25時に自動削除されます。メニュー画面の「全数報告（一時保存データの入力再開）」から入力再開できます（自身が一時保存したデータのみ）。

全数報告一時保存一覧

一時保存一覧	1/1	1/1
患者氏名	性別	生年月日
年齢	診断年月日	診断時の承認
作成日時	2023-11-07 09:28:04	保存者

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

ホーム > 全数報告トップ > 新規登録 (疾病届状) > 結核

結核

戻る(破棄) 重複チェック 一時保存 **登録**

ページ内リンク 診断時の手前

保健所

保健所

病院 診療所の情報

報告年月日  (年月日)

- ⑥ **入力内容を確認し、[登録] ボタンをクリックする**  
 データ登録時に、未入力チェックや項目間の整合チェックが実行され、問題がなければ、登録完了のダイアログが表示されます  
 管轄保健所宛に発生届登録完了通知メールが送信されます

#### 参考

入力データに不正がある場合は、画面上部にエラーメッセージが表示されます。  
 メッセージの内容を修正してから再度 [登録] ボタンをクリックしてください。

戻る(破棄) 重複チェック 一時保存 **登録**

ページ内リンク 診断時の手前

医師報告年月日は必須です。  
 診断(検査)した者(死体)の類型は必須です。  
 当患者氏名姓は必須です。

保健所

保健所

病院 診療所の情報

報告年月日  (年月日)

✓ 結核の発生届を登録しました。

✓ 患者基礎情報を登録しました。

報告ID 2025XXXXXXXXXX 管理ID K25XXXXXXXXXX

**OK**

- ⑦ **[OK] ボタンをクリックする**  
 全数報告画面(閲覧)が表示されます  
 登録内容を編集する場合は [編集] ボタンをクリックします  
 画面左上の「ホーム」をクリックするとメニュー画面に戻ります



# 3 届出・報告業務の操作

## 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

### ● 動物の感染症の届出を登録するには

動物診療施設アカウント（VE1）でログインして、ホームのナビゲーションメニューの「感染症発生動向調査」－「報告業務」－「動物の感染症」を選択すると、動物の感染症トップ画面が表示されます。ホーム画面「ヘルプガイド」にて、簡易マニュアル、チュートリアル等のコンテンツを提供しています。動物の感染症報告の操作方法については、以下の資料を参照ください。

#### <ヘルプガイド>



← 簡易マニュアル

← チュートリアル

#### <動物の感染症トップ画面>



マニュアル参照先  
感染症発生動向調査サブシステム  
5.動物の感染症報告機能【VE1】

#### <動物の感染症届出画面>

※2025年4月時点の掲載先であり、今後変更となることがあります。

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

#### (2) 登録データを修正・削除する

登録した届出内容（全数報告）のデータの修正又は削除を行います。



- 1 ホーム画面のナビゲーションメニューから【感染症発生動向調査】 - 【報告業務】 - 【全数報告】を選択する

全数報告トップ画面が表示されます

- 2 【全数報告一覧(検索)】を選択する

全数報告一覧画面が表示されます

- 3 対象の報告データの検索条件を入力する

ここでは、例として「疾病名」を指定します

- 4 【検索】ボタンをクリックする

画面下部に検索結果が一覧表示されます（最大1500件）  
医療機関で登録したデータは医療機関名部分が緑色になります

#### 重要!!

保健所が確認済みのデータは、医療機関では修正・削除ができません。届出先の保健所にステータスを保健所未確認に変更してもらうよう依頼してください。ステータスが保健所未確認になった後は修正・削除できません。

#### 重要!!

- 検索条件を指定しないと、該当件数が多くなるため、処理に時間がかかります。日付の範囲を狭くすることや、複数の条件を指定することをお勧めします。
- 日付の範囲指定で開始週のみ指定すると、指定した週に限定したデータを検索できます。

2023年、第45週 ～ ----年、第--週

- FAX等で届出を行い保健所にて登録を行った報告データは、検索結果に表示されません。

### 3 届出・報告業務の操作

#### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

ホーム > 全数報告トップ > 全数報告一覧

### 全数報告一覧

検索条件

検索結果 4件中4件

一括CSV 分析用CSV 分析用CSV(検査情報付き) 一括印刷

診断週	保健所受理週	報告ID	疾病名	保健所	医療機関	当該者氏名	性別	年齢	業務ステータス	保健所操作日
2025年19週		2025000001566	結核	那覇市	〇〇病院	厚労 冬子	女	26	保健所未確認	
2025年19週		2025000001567	結核	那覇市	〇〇病院	厚労 幸津子	女	28	保健所未確認	
2025年20週		2025000001588	結核	那覇市	〇〇病院	厚労 花子	女	25	保健所未確認	
2025年20週		2025000001589	結核	那覇市	〇〇病院	厚労 花子	女	25	保健所未確認	

#### 5 対象の報告IDのリンクをクリックする

選択した報告IDの全数報告画面が表示されます

#### ●業務ステータスについて

- 全数報告一覧の「業務ステータス」欄に、データの状態が表示されます。
- 「保健所未確認」：医療機関が入力済み、保健所が確認を行う前の状態
  - 「保健所確認済」：保健所が確認を行った状態

保健所が確認済みのデータは、医療機関では修正・削除ができません。届出先の保健所にステータスを保健所未確認に変更してもらうよう依頼してください。ステータスが保健所未確認になった後は修正・削除できます。

ホーム > 全数報告トップ > 全数報告一覧 > 結核

### 結核

報告日時点の様式表示中 報告日時点の様式表示 過去の報告項目全てを表示

戻る(破棄) 届出履歴入力 患者情報 個票印刷 変更履歴 削除 **日更新**

ページ内リンク 診断時の年齢

保健所

保健所

報告ID

病院 診療所の情報

報告年月日  (令和7年5月9日)

保健所受理日  (年月日)

マスタから病院を選択

従事する病院、診療所の名称

医師の氏名  医療機関登録用

#### 6 a 修正する場合は、内容を修正後、[更新] ボタンをクリックする

登録結果のダイアログが表示されます

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-2 全数報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/動物(VE1)

ホーム > 全数報告トップ > 全数報告一覧 > 結核

報告日時点の様式表示中 報告日時点の様式表示 過去の報告項目全てを表示

戻る(破棄) 届出連続入力 患者情報 個票印刷 変更履歴 **削除** 更新

ページ内リンク 診断時の年齢

**保健所**

保健所

報告ID

**病院 診療所の情報**

報告年月日  (令和7年5月9日)

保健所受理日  (年月日)

マスタから病院を選択 \*

従事する病院・診療所の名称

医師の氏名  専従機関認証

- ⑥ b 削除する場合は、**【削除】** ボタンをクリックする  
削除理由選択ダイアログが表示されます  
削除理由を選択して削除を実行します

#### 重要!!

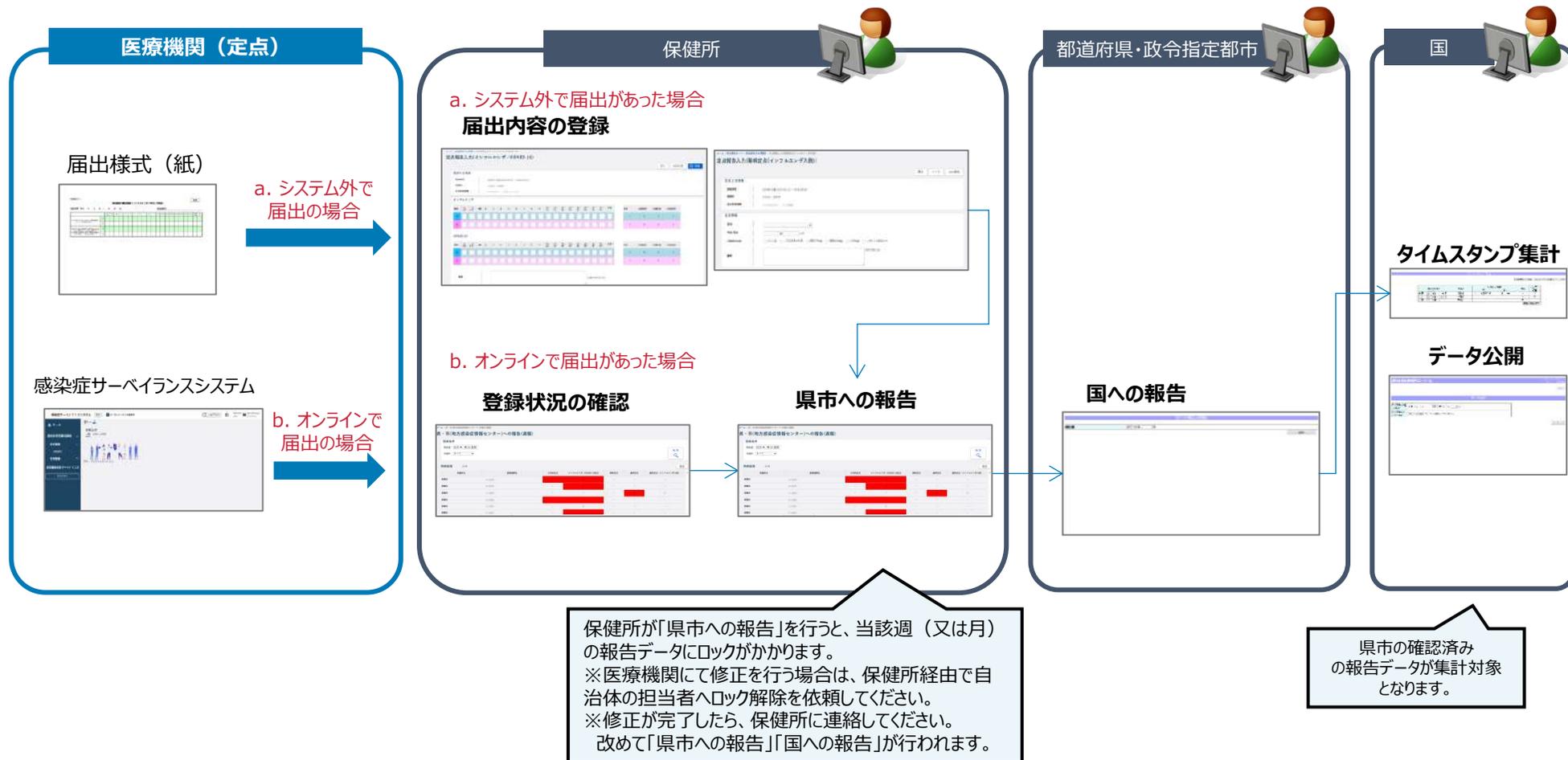
一度削除したデータは修正や復元することができません。  
削除の取り消しはできませんので、十分に確認してから削除を実行してください。

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録

#### ■ 定点報告の流れ

医療機関が届出を行った届出内容は、保健所・区市による確認が行われた後、国による集計が行われます。  
 (疑似症定点については、他の定点報告と性質が異なり、直ちに報告が必要な感染症を対象とするため、下図の対象外とする ※1)



※1 疑似症定点の詳細は、ホームページの「ヘルプガイド」にて、「その他マニュアル等> 感染症発生動向調査サブシステム」もしくは「リリースノート 令和 7年 3月29日」のP12-14を参照ください。

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録

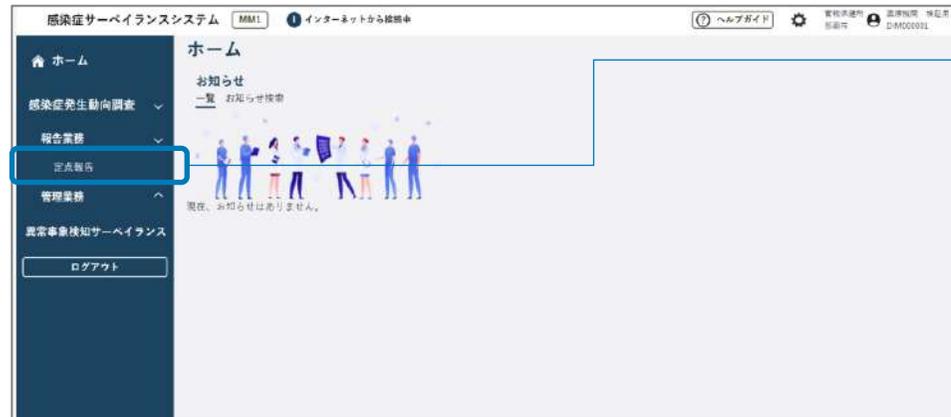


感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

#### (1) 届出内容を登録する

定点報告の届出内容をシステムに登録します。



① ホーム画面のナビゲーションメニューから【感染症発生動向調査】－【報告業務】－【定点報告】を選択する

定点報告トップ画面が表示されます

※【定点報告】が表示されていない場合は、メニューの右側に表示されている【▲】をクリックしてください。



② 報告対象に応じて【定点報告(週報)】、【定点報告(月報)】、【定点報告(疑似症定点)】のいずれかを選択する

ここでは、例として【定点報告(週報)】を選択します  
定点報告(週報)一覧画面が表示されます

#### 参考

報告の種類と定点種別は以下のとおりです。

- 週報 : インフルエンザ／COVID-19、小児科、眼科、  
基幹定点（週報）、基幹定点（インフルエンザ入院）
- 月報 : STD、基幹定点（月報）
- 疑似症定点 : 疑似症定点（直ちに報告が必要な感染症）



## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

ホーム > 定点報告トップ > 定点報告入力(週報) > 定点報告入力(インフルエンザ/COVID-19)

#### 定点報告入力(インフルエンザ/COVID-19)

戻る 合計計算 登録

定点入力対象

調査期間 2025年 15週 (2025/04/07 ~ 2025/04/13)

保健所 473100 : 那覇市

定点医療機関 471234567 : ○○クリニック

#### インフルエンザ

性別	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳～	合計	14週合計	13週合計	12週合計		
男																						0	0	0	0	
女																							0	1	0	0

#### COVID-19

性別	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳～	合計	14週合計	13週合計	12週合計		
男																							0	1	0	0
女																							0	0	0	0

⑤

**(a サマリ形式の場合)****疾病、性別、年齢ごとに発生件数を入力する**

ここでは、例として「インフルエンザ/COVID-19」の定点報告入力画面を示します

**参考**

- [Tab] キーで次の項目へ移動、[Shift] + [Tab] キーで前の項目へ移動できます。矢印キーで上下左右の項目への移動も可能です。
- ゼロ報告する場合には、何も入力せず [登録] ボタンをクリックしてください。

**重要!!**

休診や医療機関の都合により当該週に診察を行えなかったなど（例えば年末年始など）、定点として機能していないと考えられる場合には、「ゼロ報告」は行わず、当該週の報告は未登録としてください（ゼロ報告を行うと、「定点当たりの報告数」の分母に含まれてしまうため）。

⑥

**【合計計算】 ボタンをクリックする**

合計エリアに発生件数の計算結果が表示されます  
(未入力の項目は、0件として計算されます)

⑦

**【登録】 ボタンをクリックする**

確認ダイアログが表示されます

⑧

**【OK】 ボタンをクリックする**

定点報告(週報)一覧画面に戻ります  
画面左上の「ホーム」をクリックするとメニュー画面に戻ります

✓ 入力内容の確認は行いましたか？  
データの登録を行いますか宜しいですか？

キャンセル OK

サマリ形式の登録はこれで終了

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

#### (b ラインリスティング形式の場合)

9

#### 各項目を入力する

ここでは、例として「**基幹定点（インフルエンザ入院）**」の画面を示します

※手順③で「**定点種別：基幹定点（インフルエンザ入院）**」を指定する

#### 参考

- 性別、年齢、入院時の対応は必須項目です。
- 1歳未満の場合は、0歳1ヵ月のように記入します。生後一ヵ月未満の場合は、0歳0ヵ月と入力し、備考欄に生後何日かを記入します。
- ゼロ報告をする場合には、**「ゼロ報告」** ボタンをクリックします。  
(入力済み報告情報が存在するときは表示されません。)

#### 重要!!

休診や医療機関の都合により当該週に診察を行えなかったなど（例えば年末年始など）、定点として機能していないと考えられる場合には、「ゼロ報告」は行わず、当該週の報告は未登録としてください（ゼロ報告を行うと、「定点当りの報告数」の分母に含まれてしまうため）。

10

#### 入力内容を確認し、**「追加」** ボタンをクリックする

登録確認のダイアログが表示されます

11

#### **「追加」** ボタンをクリックする

入力した情報が「**入力済み報告情報**」欄に表示されます

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

ホーム > 定点報告トップ > 定点報告入力(週報) > 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

#### 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

戻る クリア

定点入力対象

調査期間 2025年 20週 (2025/05/12 ~ 2025/05/18)

保健所 472100 : 那覇市

定点医療機関 47XXXX0000 : ○○病院

定点情報

性別 女

年齢/月齢 30 歳 5 月

入院時の対応  ICU入室  人工呼吸器の利用  重症CI検査  重症MRSA検査  転院検査  いずれにも該当せず

備考

入力済み報告情報

削除 適用 追加

性別	年齢/月齢	入院時の対応	備考
女	30歳 5ヶ月	<input checked="" type="checkbox"/> ICU入室 <input checked="" type="checkbox"/> 人工呼吸器の利用 <input type="checkbox"/> 重症CI検査 <input type="checkbox"/> 重症MRSA検査 <input type="checkbox"/> 転院検査 <input type="checkbox"/> いずれにも該当せず	
男	40歳 5ヶ月	<input checked="" type="checkbox"/> ICU入室 <input checked="" type="checkbox"/> 人工呼吸器の利用 <input type="checkbox"/> 重症CI検査 <input type="checkbox"/> 重症MRSA検査 <input type="checkbox"/> 転院検査 <input type="checkbox"/> いずれにも該当せず	

- ⑫ 他にも報告がある場合は、手順⑨～⑪を繰り返す  
入力した情報が「入力済み報告情報」欄に追加されます

- ⑬ 入力した内容を確認する場合は、対象の報告行を選択する  
選択した報告の内容が入力欄に表示されます  
修正する場合は、内容を変更後 [適用] をクリックします  
削除する場合は、内容を確認後 [削除] をクリックします

ホーム > 定点報告トップ > 定点報告入力(週報) > 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

#### 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

戻る クリア

定点入力対象

調査期間 2025年 20週 (2025/05/12 ~ 2025/05/18)

保健所 472100 : 那覇市

定点医療機関 47XXXX0000 : ○○病院

- ⑭ 全ての報告を入力後、[戻る] ボタンをクリックする  
定点報告(週報)一覧画面に戻ります  
画面左上の「ホーム」をクリックするとメニュー画面に戻ります

ラインリスト形式の登録はこれで終了

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

#### ● 定点報告データのステータスについて

定点報告(xx)一覧画面の「検索結果」の「状態」欄にてデータのステータスが確認できます。  
状態が「入力済」のデータは修正・削除が可能です。「報告済」のデータは、ロックがかかり修正・削除ができません。  
保健所経由で自治体の担当者へロックの解除を依頼してください。

- ・「入力済」：医療機関が入力済み、保健所が報告を行う前の状態
- ・「報告済」：保健所が報告を行った状態

<状態が「入力済」の場合>

<状態が「報告済」の場合>

#### ● 定点報告のCSVインポートについて

Excelファイル等で作成したインポートファイルの取込みにより  
定点報告を一括で登録することができます。

インポートファイルの作成方法、ファイルレイアウト等の詳細は、  
ホーム画面の「ヘルプガイド」にて、以下の資料を参照ください。

- 「その他マニュアル等」-「感染症発生動向調査サブシステム」
- インポートファイル作成手順書
  - 別紙\_ファイルレイアウト及びコード表

<感染症発生動向調査メニュー>

マニュアル参照先  
感染症発生動向調査サブシステム  
4.2.7 定点報告の一括登録

<CSVインポート画面>

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

#### (2) 登録データを修正・削除する

登録した届出内容（定点報告）のデータの修正又は削除を行います。



- ① ホーム画面のナビゲーションメニューから【感染症発生動向調査】－【報告業務】－【定点報告】を選択する

定点報告トップ画面が表示されます

- ② 修正対象に応じて【定点報告(週報)】、【定点報告(月報)】、【定点報告(疑似症定点)】のいずれかを選択する

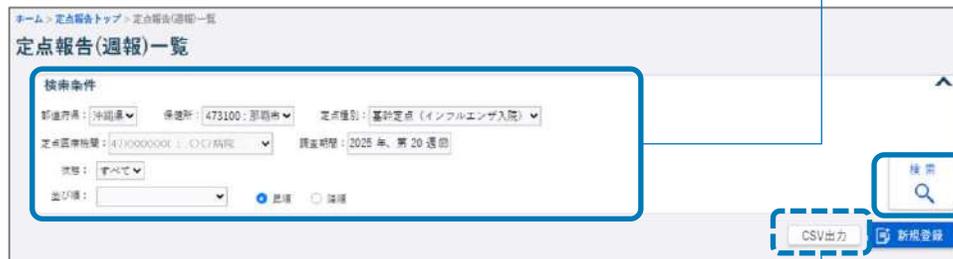
ここでは、例として【定点報告(週報)】を選択します  
定点報告(週報)一覧画面が表示されます

- ③ 対象の報告データの検索条件を入力する

ここでは、例として「定点種別：インフルエンザ／COVID-19定点」を指定します  
※「定点種別：すべて」を選択した場合は【新規登録】ボタンが有効になりません。

- ④ 【検索】ボタンをクリックする

画面下部に検索結果が一覧表示されます



#### 参考

検索条件を指定して【CSV出力】ボタンをクリックすると、検索条件に合致するデータをCSVファイルに出力できます。

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

#### 5 対象の「定点種別」のリンクをクリックする

選択した定点種別の定点報告入力画面が表示されます  
※報告形式により手順が異なります

a サマリ形式の場合 ⇒手順⑥～⑧を参照

b ラインリスティング形式の場合 ⇒手順⑨～⑫を参照

#### 重要!!

「状態」が「報告済」の報告データは、ロックがかかり修正・削除できません。報告済みのデータを編集・削除又は期限を過ぎてから新規登録する場合には、保健所経由で自治体の担当者にロックを解除してもらう必要があります。

2023年48週のデータは、県・市への報告が完了しているため、修正できません。

#### 参考

ラインリスティング形式でゼロ報告を行ったデータは、一覧上の定点種別が黒字（リンクが無効の状態）で表示され、登録内容の参照・編集ができません。修正する場合は、一覧でデータを削除してから、新規登録を行ってください。

#### ● サマリ形式の報告データを削除するには

検索結果の一覧にて、対象のデータを選択し [削除] ボタンをクリックします。確認メッセージが表示されるので [OK] をクリックするとデータが削除されます。ただし、状態が報告済みのデータは削除できません。

#### ● ラインリスティング形式の報告データを削除するには

検索結果の一覧にて、対象データの定点種別のリンクをクリックします。定点報告入力画面で、「入力済み報告情報」の一覧上にあるすべての報告情報を削除（手順⑩参照）すると、報告データが削除されます。ただし、報告済みデータは削除できません。削除する場合は、県市の担当者へロック解除を依頼してください。

#### <定点報告一覧画面>

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

ホーム > 定点報告トップ > 定点報告入力(週報) > 定点報告入力(インフルエンザ/COVID-19)

#### 定点報告入力(インフルエンザ/COVID-19)

戻る 合計計算 登録

定点入力対象

調査期間 2025年15週(2025/04/07 ~ 2025/04/13)

保健所 473100: 那覇市

定点医療機関 471234567: ○○クリニック

---

#### インフルエンザ

性別	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳～	合計	14週合計	13週合計	12週合計
男																					0	0	0	0
女																					0	1	0	0

---

#### COVID-19

性別	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80歳～	合計	14週合計	13週合計	12週合計
男																					0	1	0	0
女																					0	0	0	0

⑥

#### (a サマリ形式の場合) 報告内容を修正する

ここでは、例として「インフルエンザ/COVID-19」の定点報告入力画面を示します

⑦

#### 【合計計算】 ボタンをクリックする

⑧

#### 【登録】 ボタンをクリックする

登録確認のダイアログが表示されます

【OK】 をクリックすると、定点報告(週報)一覧画面に戻ります  
画面左上の「ホーム」をクリックするとメニュー画面に戻ります

サマリ形式の修正はこれで終了

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-3 定点報告の登録



感染症発生動向調査(KH)

定点(MM1)

ホーム > 定点報告トップ > 定点報告入力(週報) > 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

#### 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

戻る クリア

定点入力対象

調査期間 2025年 20週 (2025/05/12 ~ 2025/05/18)

保健所 473100 : 那覇市

定点医療機関 47XXXXXXX : ○○病院

定点情報

性別 女

年齢/月齢 30 歳 1ヶ月

入院時の対応  ICU入室  人工呼吸器の利用  胸部CT検査  胸部MRI検査  脳波検査  いずれにも該当せず

備考 (500文字以内)

入力済み報告情報

性別	年齢/月齢	入院時の対応
女	30歳 1ヶ月	<input type="checkbox"/> ICU入室 <input checked="" type="checkbox"/> 人工呼吸器の利用 <input type="checkbox"/> 胸部CT検査 <input type="checkbox"/> 胸部MRI検査 <input type="checkbox"/> 脳波検査 <input type="checkbox"/> いずれにも該当せず
男	40歳 5ヶ月	<input checked="" type="checkbox"/> ICU入室 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器の利用 <input type="checkbox"/> 胸部CT検査 <input type="checkbox"/> 胸部MRI検査 <input type="checkbox"/> 脳波検査 <input type="checkbox"/> いずれにも該当せず

削除 適用 追加

⑨

**(b ラインリスティング形式の場合)**  
**「入力済み報告情報」から対象の報告行を選択する**  
 選択した報告の内容が入力欄に表示されます  
 ここでは、例として「基幹定点（インフルエンザ入院）」の定点報告入力画面を示します  
 ※手順③で「定点種別：基幹定点（インフルエンザ入院）」を指定する

⑩

**修正する場合は、内容を変更後、[適用] ボタンをクリックする**  
 確認ダイアログが表示されるので、[適用] をクリックします

⑪

**削除する場合は、内容を確認後 [削除] ボタンをクリックする**  
 確認ダイアログが表示されるので、[削除] をクリックします

● **ラインリスティング形式の報告データを削除するには**  
 「入力済み報告情報」の一覧上にあるすべての報告行を削除すると、報告データが削除されます。ただし、報告済みデータは削除できません。

ホーム > 定点報告トップ > 定点報告入力(週報) > 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

#### 定点報告入力(基幹定点(インフルエンザ入院))

戻る クリア

定点入力対象

調査期間 2025年 20週 (2025/05/12 ~ 2025/05/18)

保健所 473100 : 那覇市

定点医療機関 47000002 : 沖縄赤十字病院

⑫

**内容を修正後、[戻る] ボタンをクリックする**  
 定点報告(週報)一覧画面に戻ります  
 画面左上の「ホーム」をクリックするとメニュー画面に戻ります

ラインリスティング形式の修正はこれで終了

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-4 機能説明



感染症発生動向調査(KH)



全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)

管理業務メニューから以下の5つの管理業務を行うことが可能です。ここでは届出対応／患者対応に従事する各組織が、管内の業務状況を把握する事が可能です。

以下の通り、利用者によってメニューが異なります。

#### 動物 (VE1)

ホーム

感染症発生動向調査

報告業務

管理業務

状況管理 ①

異常事象検知サーベイランス

ログアウト

#### 定点 (MM1)

ホーム

感染症発生動向調査

報告業務

管理業務

状況管理 ①

行政検査管理 ⑤

異常事象検知サーベイランス

ログアウト

#### 全数 (DO1)

ホーム

感染症発生動向調査

報告業務

管理業務

状況管理 ①

患者管理 ②

グループ管理 ③

依頼管理 ④

行政検査管理 ④

異常事象検知サーベイランス ⑤

ログアウト

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-4 機能説明



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)/定点(MM1)/動物(VE1)

#### ① 状況管理

所属している機関の届出処理状況や患者対応状況、他機関への依頼の状況を確認することができます。

##### 動物 (VE1)

##### 定点 (MM1)

##### 全数 (DO1)

#### ② 患者管理

感染症の患者等に関する情報管理を行う機能です。

患者の患者基礎情報や健康観察などを登録できます。自治体の指示があった場合に登録してください。

##### 全数 (DO1)

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-4 機能説明



感染症発生動向調査(KH)

全数(DO1)

#### ③ グループ管理

患者を一括管理し、グループ単位で感染状況の把握や追跡を行う機能です。グループを作成登録するのは保健所や都道府県で、医療機関ユーザは作成できず、保健所や都道府県から共有された場合に使用します。

全数 (DO1)

#### ④ 依頼管理

患者受入、入院先調整などを他機関に依頼し、依頼の回答を管理する機能です。

全数 (DO1)

## 3 届出・報告業務の操作

### 3-4 機能説明



#### ⑤ 行政検査管理

保健所等からの行政検査の依頼に関して、  
情報登録、検査結果の確認を行う機能です。

定点 (MM1) /全数 (DO1)



※研修日時点では本機能は利用可能な状態としていないため、利用開始に関しては別途周知を行う予定です。

# 4

## COVID-19入院サーベイランスの操作

4-1 異常事象検知サーベイランスについて

4-2 COVID-19入院サーベイランスの登録

- (1) COVID-19入院サーベイランスを登録する
- (2) 登録データを修正・削除する

※急性呼吸器感染症定点についてはホーム画面の「ヘルプガイド」にて、「トピックス」の「急性呼吸器感染症定点・ARI病原体定点業務の関連資料」を参照ください。

## 4 COVID-19入院サーベイランスの操作

### 4-1 異常事象検知サーベイランスサブシステムについて

#### ■ COVID-19入院基幹定点の報告方法の概要

COVID-19の入院基幹定点（入院サーベイランス）の報告には、「**異常事象検知サーベイランスサブシステム**」を利用します。他の定点報告に利用する「**感染症発生動向調査サブシステム**」と一部運用が異なります。

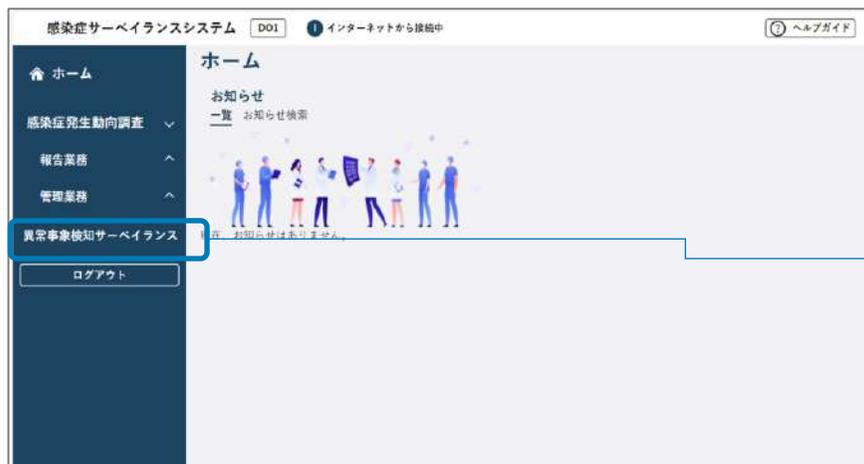
- 本システムでは、サーベイランスごとに報告対象の医療機関が設定されます。サーベイランスの「報告組織」として設定された医療機関のユーザは、サーベイランス情報一覧に対象のサーベイランス名が表示され、登録期間中に報告データの入力が可能です。現在は、サーベイランス「**基幹定点（COVID-19入院）**」の報告組織として、「**医療機関（定点）ユーザ（MM1）**」が設定されています（各自治体が指定した医療機関のみ）。

■サーベイランス情報一覧  
サーベイランス名をクリックしてください。

サーベイランス名	実施主体	報告方式	報告周期	調査期間	登録期間
定点報告・基幹定点(COVID-19入院)	国	ラインリスティング方式	週次	2023年09月25日～ 2023年09月31日	2023年09月25日～ 2023年09月31日

#### ■ メニューの表示方法

ナビゲーションメニューから「**異常事象検知サーベイランス**」を選択



#### 異常事象検知サーベイランスメニュー



## 4 COVID-19入院サーベイランスの操作

### 4-2 COVID-19入院サーベイランスの登録



異常事象検知サーベイランス(HS)



定点(MM1)

#### (1) COVID-19入院サーベイランスを登録する

COVID-19入院サーベイランスの情報をシステムに登録します。



- ① ホーム画面でナビゲーションメニューから **「異常事象検知サーベイランス」** を選択する  
異常事象検知サーベイランスメニューが表示されます

- ② **「サーベイランス情報・照会」**の **「登録／編集」** を選択する  
サーベイランス一覧画面が表示されます



- ③ **「定点報告・基幹定点 (COVID-19入院) 」** を選択する  
登録状況確認画面が表示されます

#### 参考

自治体から報告を依頼されているにもかかわらず、対象のサーベイランス名が表示されない場合には、報告組織に設定されていない可能性があります。  
自治体の窓口へ照会してください。

## 4 COVID-19入院サーベイランスの操作

### 4-2 COVID-19入院サーベイランスの登録



異常事象検知サーベイランス(HS)



定点(MM1)

サーベイランス情報 登録・照会 > 登録/編集

登録状況確認 - ラインスタンダー -

サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・基幹定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ラインスタンダー方式	報告周期	週次
調査期間	2023年09月25日 ~ 2029年03月31日	登録期間	2023年09月25日 ~ 2029年03月31日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市

登録状況

報告担当組織: ○○○病院

指定週を基準に表示する  年  週

CSVダウンロードボタンダウンロード

CSVファイル指定  ファイルが選択されていません

登録状況一覧

<<先頭頁 前頁 次頁 最終頁>>

報告週	登録/確認ステータス別件数		
	確認済み	確認待ち	一時保存
2023年49週	未登録		

<<先頭頁 前頁 次頁 最終頁>>

- 4 対象の報告週を選択する  
登録状況確認(詳細)画面が表示されます

#### 参考

登録件数が0件の場合は「ゼロ報告」ボタンをクリックします。  
一度ゼロ報告したサーベイランス情報に登録を行いたい場合には、  
「ゼロ報告解除」ボタンをクリックしてゼロ報告を解除します。

サーベイランス情報 登録・照会 > 登録/編集

登録状況確認(詳細) - ラインスタンダー -

サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・基幹定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ラインスタンダー方式	報告周期	週次
調査期間	2023年09月25日 ~ 2029年03月31日	登録期間	2023年09月25日 ~ 2029年03月31日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市

登録状況

報告担当組織: ○○○病院

報告週: 2023年49週

報告ID一覧

<<先頭頁 前頁 次頁 最終頁>>

No	報告ID ▼▲	担当管理ID ▼▲	登録/確認ステータス ▼▲

<<先頭頁 前頁 次頁 最終頁>>

- 5 「新規登録」ボタンをクリックする  
サーベイランス情報登録画面が表示されます

#### 重要!!

休診や医療機関の都合により当該週に診察を行えなかったなど（例えば年末年始など）、定点として機能していないと考えられる場合には、「ゼロ報告」は行わず、当該週の報告は未登録としてください（ゼロ報告を行うと、「定点当たりの報告数」の分母に含まれてしまうため）。

## 4 COVID-19入院サーベイランスの操作

### 4-2 COVID-19入院サーベイランスの登録



異常事象検知サーベイランス(HS)



定点(MM1)

サーベイランス情報 登録・照会 > 登録 / 編集

サーベイランス情報登録 - ライフスタンプ -

サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・基礎定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ライフスタンプ方式	報告周期	週次
調査期間	2023年09月25日 ~ 2023年09月31日	登録期間	2023年09月25日 ~ 2023年09月31日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市

報告情報

任意管理ID

性別(必須)

年齢(必須) 歳 月 日 月

入院時の対応(必須)  ICU入室  人工呼吸器の利用  いずれにも該当せず

備考

一時保存 登録

⑥ 性別、年齢、入院時の対応を入力する

⑦ [登録] ボタンをクリックする  
確認メッセージが表示されます

#### 重要!!

登録前に、必ず以下の点を確認してください。

- 年齢が0歳の場合には、「月齢」が入力されていることを確認する
- 入院時の対応に「いずれにも該当せず」を選択している場合には、「ICU入室」「人工呼吸器の利用」が選択されていないことを確認する

登録します。よろしいですか?

OK キャンセル

⑧ [OK] ボタンをクリックする  
登録完了確認画面が表示されます

確認画面

登録完了しました。

確認 連続登録

⑨ [確認] ボタンをクリックする  
登録状況確認(詳細)画面に戻ります

#### 参考

同じ医療機関の同じ報告週に報告情報を続けて登録したい場合には、  
[連続登録] ボタンをクリックします。  
新規のサーベイランス情報登録画面が表示されます。

## 4 COVID-19入院サーベイランスの操作

### 4-2 COVID-19入院サーベイランスの登録



異常事象検知サーベイランス(HS)

定点(MM1)

登録した報告データが「報告ID一覧」に表示されます

サーベイランス情報 登録・照会>登録/編集

登録状況確認(詳細) - ライセンステスター -

■サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・基幹定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ライセンステスタ方式	報告周期	週次
調査期間	2023年09月25日 ~ 2023年09月25日	登録期間	2023年09月25日 ~ 2023年09月25日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市

■登録状況

報告担当組織: ○○○病院  
報告週: 2023年40週

■報告ID一覧

Nb	報告ID	任意管理ID	登録/確認ステータス
1	55	00000	確認待ち

新規登録

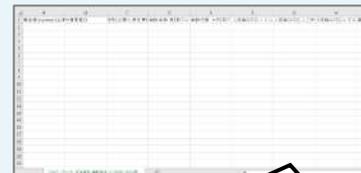
#### ● サーベイランス情報のCSV一括登録について

サーベイランスごとに用意されているCSVテンプレートで作成した一括登録用ファイルの取込みにより、サーベイランス情報を一括で登録することができます。

手順③でサーベイランス名を選択後に表示される「登録状況確認画面」にてCSVテンプレートをダウンロードします。一括登録用ファイルの作成後、[ファイルの選択] ボタンをクリックして、一括登録用ファイルの取込みを行います。

マニュアル参照先  
異常事象検知サーベイランスサブシステム  
4.2 サーベイランス情報のCSV一括登録

#### <CSVテンプレート>



各項目のレイアウト(コード値)などは、テンプレート1行目のヘッダーに記載されています。

#### <登録状況確認画面>

サーベイランス情報 登録・照会>登録/編集

登録状況確認(詳細) - ライセンステスター -

■サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・基幹定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ライセンステスタ方式	報告周期	週次
調査期間	2023年09月25日 ~ 2023年09月25日	登録期間	2023年09月25日 ~ 2023年09月25日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市

■登録状況

報告担当組織: ○○○病院  
指定週を基準に表示する:  年  週

■CSVファイル一括登録 [ファイルの選択] [ファイルが選択されていません]

■登録状況一覧

報告週	登録済み	確認待ち	一時保存
2023年40週		1	0

新規登録

## 4 COVID-19入院サーベイランスの操作

### 4-2 COVID-19入院サーベイランスの登録



異常事象検知サーベイランス(HS)

定点(MM1)

#### (2) 登録データを修正・削除する

登録した報告データの修正又は削除を行います。

登録状況確認(詳細) - ライフライン

サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・臨時定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ライフライン方式	報告周期	毎週
調査期間	2023年09月26日 ~ 2024年09月01日	登録期間	2023年09月26日 ~ 2024年09月01日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市

登録状況  
報告担当組織: ○○○病院  
報告週: 2023年49週

報告ID一覧

No	報告ID	任意管理ID	登録/確認ステータス
1	15	99999	確認待ち

① (1)の手順①～④で「登録状況確認(詳細)画面」を表示する

② 「報告ID一覧」にて対象の報告IDのリンクをクリックする  
登録状況確認画面が表示されます

③ a 修正する場合は、内容を修正後、[更新] ボタンをクリックする

#### 重要!!

更新前に、必ず以下の点を確認してください。

(システム上の制約により入力チェックされないため)

- 年齢が0歳の場合には、「月齢」が入力されていることを確認する
- 入院時の対応に「いずれにも該当せず」を選択している場合には、「ICU入室」「人工呼吸器の利用」が選択されていないことを確認する

③ b 削除する場合は、[削除] ボタンをクリックする

登録情報編集 - ライフライン

サーベイランス基本情報

サーベイランス名	定点報告・臨時定点(COVID-19入院)		
実施主体	国		
報告方式	ライフライン方式	報告周期	毎週
調査期間	2023年09月26日 ~ 2024年09月01日	登録期間	2023年09月26日 ~ 2024年09月01日
報告レベル	医療機関	確認レベル	県市
報告ID	15		
報告週	2023年49週	登録/確認ステータス	確認待ち
報告組織	○○○病院	確認組織	同上
最終更新組織	○○○病院	最終更新日時	2023年09月26日 17時01分00秒

報告情報

任意管理ID: 99999

性別(必須): 男性

年齢(必須): 50歳 月齢: 3ヶ月

入院時の対応(必須):  ICU入室  人工呼吸器の利用  いずれにも該当せず

備考

更新 削除

# 5

## ヘルプガイド及びヘルプデスクのご案内

5-1 ヘルプガイドへの掲載情報

5-2 ヘルプデスクで対応できる問合せ

# 5 ヘルプガイド及びヘルプデスクのご案内

## 5-1 ヘルプガイドへの掲載情報

- 本システムのホーム画面からアクセスできる「ヘルプガイド」では、最新の届出基準・様式や操作マニュアル、過去に実施した研修のテキストなど、システムの利用にあたって参考となる資料を掲載しています。また、FAQではよくある問合せをまとめておりますので、不明点の解決等にヘルプガイド上の情報をご活用ください。
- なお、ヘルプガイドの冒頭では、本システムのURLや掲載資料を取扱うに際しての注意事項をご案内しております。感染者等の情報を取扱っているシステムであることに鑑み、情報セキュリティの観点から、**本システムの利用者以外が閲覧できる領域にはURLやマニュアル、ヘルプデスクの連絡先※1等を掲載しない**よう細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

※1 ヘルプデスクでは、システム利用者以外の方からの問合せは受け付けておりません。

なお、患者が利用する健康観察機能が必要となった場合の国民からの問合せ窓口は、別途設置することとしています。

### 「トピックス」の掲載イメージ



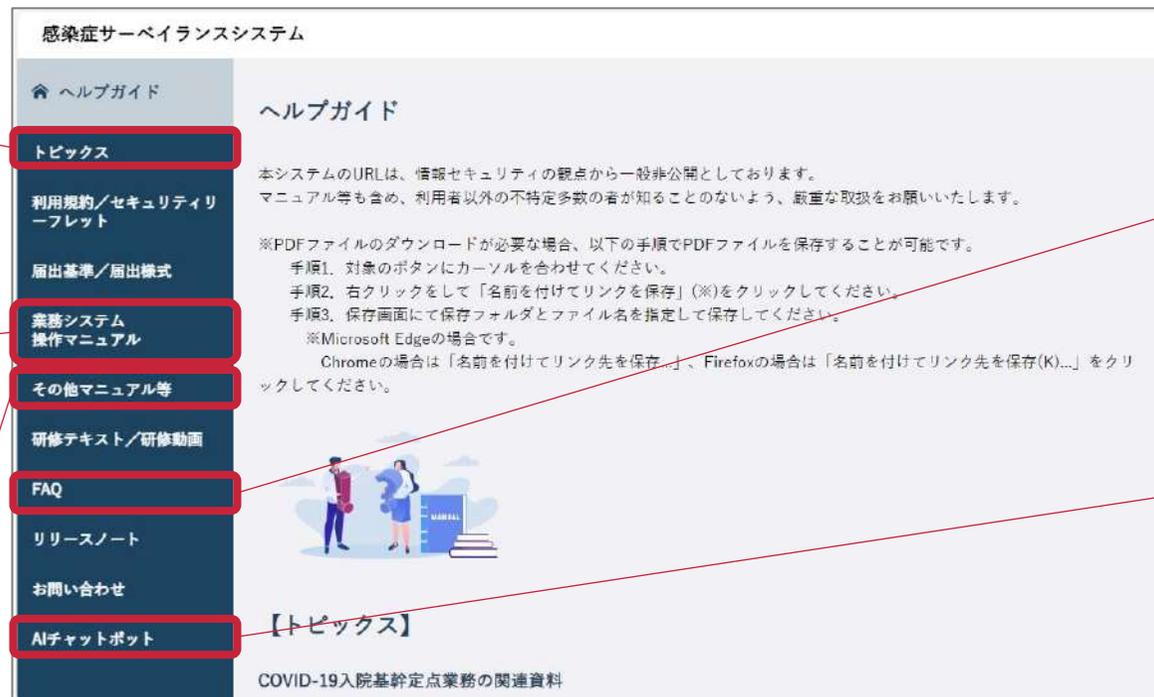
### 「業務システム操作マニュアル」の掲載イメージ

→システムの基本的な操作方法など



### 「その他マニュアル等」の掲載イメージ

→申請様式やファイルレイアウトなど



### 「FAQ」の掲載イメージ

→よくある問合せ&回答



### AIチャットボット



## 5 ヘルプガイド及びヘルプデスクのご案内

### 5-2 ヘルプデスクで対応できる問合せ

#### ■ 本システムの操作方法及びアカウントに係る問合せの受付窓口として、ヘルプデスクを設置しています。

よくある質問を、FAQとしてヘルプガイドに掲載しています。お問合せの前にヘルプガイドの情報を確認いただき、ヘルプデスク回線の混雑防止にご協力をお願いいたします。また、ヘルプデスクでは解決できない問合せもありますので、予めご了承ください。

#### <ヘルプデスクの対応内容>

##### ● システム操作に関する問合せ

###### ✓ 操作方法、仕様の照会

例) 「一覧画面の検索条件に関して操作方法を知りたい」「通知メールの宛先を変更したい」「CSVインポートのレイアウトを知りたい」など

###### ✓ 発生事象への対処方法

例) 「報告済みのため修正できない旨のメッセージが表示される」「新規作成ボタンが有効にならない」「CSVインポートでエラーの解消方法がわからない」

#### <ヘルプデスクでは解決できない問合せ例>

##### ● 業務に関する質問

⇒保健所又は自治体の窓口へお問い合わせください

###### ✓ 報告内容に関する質問・相談

例) 診断や検査に関する判断など

「〇〇の事例は届出の対象とすべきか」「どのように報告すればよいか」

「AとBのどちらの情報を採用すればよいか」「この数字も計上するのか」

###### ✓ 運用に関する質問・相談

例) 各自治体の運用方法など

「何時までに報告すればよいか」「PCが利用できないためFAXで報告し

てよいか」「休診期間の定点報告はどうすればよいか」など

##### ● 法令に関する質問

例) 法令の条文の解釈・判断など

##### ● 要件に関する質問

「〇〇機能を改修する予定はあるか」

「システムのセキュリティに関する情報を確認したい」など

⇒管理している情報の漏えいを避けるため、システムのセキュリティ対策に関する情報については回答できません

##### ● パソコンやインターネットの基本操作

例) PCのキー操作、Excel、ブラウザ等ソフトウェアの操作方法など  
「半角英数入力からひらがな入力にする方法を教えてほしい」

##### ● 利用されているパソコンやネットワーク環境等の不具合

「PCの動作が遅い」「ネットワークにつながらない」

##### ● 各自治体の利用者認証実施者が実施する作業

###### ✓ アカウントのパスワードの初期化、アカウントの発行

「ログインできない」「ロックがかかった」「パスワードを忘れた」

###### ✓ 二要素認証通知先変更 ※ログイン後、ご自身で変更が可能です

⇒保健所又は自治体の窓口へお問い合わせください

##### ● 国民からの問合せ

⇒感染症にかかる一般的な質問や相談等には回答できません

また、国民が使用する「健康観察」については、別窓口の設置を想定しています

## 4. 感染症サーベイランスシステムの 情報セキュリティに関するご案内

- 4.1. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（令和5年5月）
- 4.2. 感染症サーベイランスシステム利用規約
- 4.3. 各利用者が実施できる情報セキュリティ対策

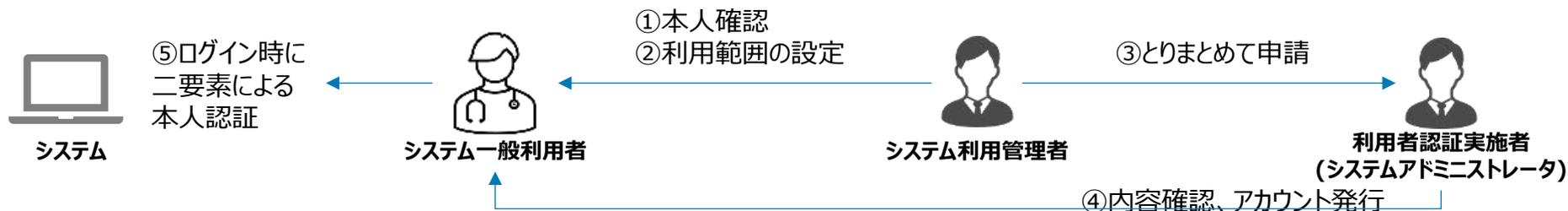
## 4. 感染症サーベイランスシステムの情報セキュリティに関するご案内

### 4.1. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（令和5年5月）

- 医療情報システムで取り扱う医療情報は、病歴等の機微性の高い情報を含む患者の個人情報であり、一般の情報システムよりも高い水準での安全管理が求められています。安全管理のためには、「利用者の認証・認可」により、**医療機関等が組織として情報システムの利用権限を認めた利用者**に対して、**設定した利用範囲内で適切な利用を保証することが重要**です。
- 認証に際しては**利用者を特定するための識別子（ID など）と、利用者が本人であることを確認するための符号（パスワードや指紋認証データなど）等が必要**です。医療情報システムにおいては、このような識別子の発行や、本人であることを確認するための仕組み（認証方法）のいずれも、高い水準のものを採用することが求められます。例えば、ID の発行については、対面など確実に身元確認が取れる方法を採用する、認証方法については、複数の要素を用いて認証するなどの方法が挙げられます。
- 本システムは、感染症患者の機微な情報を取り扱うシステムであり、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準じて、「感染症サーベイランスシステム利用規約」を定めています。

#### 感染症サーベイランスシステムにおけるアカウント発行までのフロー（利用者の認証・認可）

- ① 各機関のシステム利用管理者が利用者の本人確認
- ② 各機関のシステム利用管理者が各システム一般利用者に対する利用範囲（サブシステム、個人情報閲覧権限、CSV出力可否等）の検討、設定
- ③ 各機関のシステム利用管理者が各機関内の情報をとりまとめて各自治体の利用者認証実施者に申請
- ④ 各自治体の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）が内容確認、アカウント発行
- ⑤ システム一般利用者がシステムログイン時に、ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又またはメールアドレスを用いた二要素認証



## 4. 感染症サーベイランスシステムの情報セキュリティに関するご案内

### 4.2. 感染症サーベイランスシステム利用規約

- **システムの利用に当たっては、利用規約への同意を前提としており、医療機関等の利用機関ごとに「システム利用管理者」を設置いただき、適正な利用、事故及び障害の回避に努めていただくこと**としており、情報漏えい等が発生した場合には、被害の拡大防止措置を講ずる等の対応が必要です。
- 本システムのアカウントは**個人に対して**発行されるものであり、第三者に使用させること等は禁止しています。医療機関等においては、医師等のアカウントのほか、業務委託している場合には業務委託先に使用させるアカウントも含め、システム利用管理者は適切な管理をお願いします。

利用規約における利用者管理体制と主な役割

	関係者	主な役割	アカウント管理
国	厚生労働省 	本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、運用の停止、休止若しくは中断、利用制限又は本システム内の情報の変更又は削除を行う	
都道府県等	システム利用統括責任者 	都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区の157自治体を想定）に設置され、 <b>システム利用全体を管理</b> ・下記の者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う	
認証実施機関	利用者認証実施者（システムアドミニストレータ） 	自組織及び管轄内の各利用機関において <b>I D・パスワードなどアカウント情報を中心にシステム利用者を管理</b> ・システム一般利用者に対して利用の許可、停止を行う ・利用アカウント、システム利用に必要な機器等を適切に管理するとともにシステム一般利用者に適切に管理させる	・管轄内のシステム一般利用者の I D 発行、停止を行う → <b>利用者のID発行に際しては、不正な申請がないかの確認に留意すること</b> ・システム一般利用者の職務権限に応じて、適切な権限種別の I D を発行
利用機関	システム利用管理者 	自所属 <b>利用機関内のシステム利用を管理</b> ・システム一般利用者利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う	・人事異動等に伴うシステム一般利用者のIDの発行、変更、停止、削除の有無を管理 ・利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に対して、必要に応じて利用者アカウントの申請を行う
	システム一般利用者 	<b>遵守事項に則った適切なシステム利用</b> ・利用アカウント、システム利用に必要な機器等の適切な管理 ・OS その他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応し、不正プログラム対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保する など	・人事異動等に伴う利用者アカウントの変更等を事前にシステム管理者に申出

医療機関の範囲

## 4. 感染症サーベイランスシステムの情報セキュリティに関するご案内

### 4.3. 各利用者が実施できる情報セキュリティ対策（システム利用者向け）

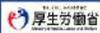
- **オンラインで感染症の発生情報・状況の届出ができるようになった反面、情報セキュリティリスクも高まっており、情報流出や不適切な情報の取り扱いの防止のためには、各利用機関、利用者においても、適切な情報管理を徹底することが重要です。**医療機関等においても運用方法（アカウント管理は誰が行うのか、パスワード紛失時は誰に連絡をするのか等）を整理し、適正な利用をお願いします。
- 各利用者がシステムを利用する中で注意が必要と考えられる点について、「情報セキュリティガイド」としてまとめているため、各機関内で適宜活用してください。

情報セキュリティガイドの要点	運用上の注意
1. ID・パスワードは厳密に管理しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 推測されにくいパスワードを設定する。</li><li>✓ 個人パスワードを使い回さない（このシステム専用とする）。</li><li>✓ 業務終了、離席・帰宅時はサインアウト（ログアウト）する。</li><li>✓ システムの利用端末にID・パスワードを保存しない。</li><li>✓ ID・パスワードを他者に教えない。</li><li>✓ IDの発行、変更、停止、削除の必要がある際は、必ずシステム利用者へ事前に申し出て、利用者アカウント変更等の手続きを行う。</li></ul>
2. ウイルス対策ソフトを適切に使用しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ウイルス対策ソフトを導入した上で、パターンファイル等を自動更新し、適切に運用する。</li><li>✓ 業務用のパスワード・メールアドレスを外部サイトで使用しない。</li><li>✓ パスワードは、大文字と小文字、記号と数字を組み合わせるなど推測困難なものに設定する。</li></ul>
3. OS、ソフトウェアを最新に保ちましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ OS、ソフトウェアは、最新のセキュリティ対策パッチを適用（インストール）する。</li></ul>
4. 盗み見防止に注意しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 離席時や、端末を手元から離す場合は、ロックする。</li><li>✓ IDやパスワードの入力時は手元を見られないようにする。盗み見の恐れがある場合は、覗き見防止フィルタを付ける。</li></ul>
5. 情報・端末は適切に利用しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 業務遂行の目的以外で情報とシステムを利用しない。</li><li>✓ 端末、USBメモリ、CD-R等に個人情報等を保存しない。</li><li>✓ USBメモリ接続時にウイルススキャンを実施し、感染が拡大しないようにする。</li><li>✓ 端末を第三者へ貸与しない。</li><li>✓ 端末に管理責任者の許可のない、業務上不要なアプリケーションをインストール、利用しない。</li><li>✓ システム利用時に、端末を安全性の確認できないネットワーク（無料のWi-Fi等）に接続しない。</li></ul>
6. 端末を外部で使用の際は 紛失防止を心がけ、システム利用を最小限にしましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 外出時にやむを得ず利用する場合は、情報機器の取り扱いに十分注意をする。あわせて、安全性の確認できていない公衆無線LAN は利用しない。</li><li>✓ 公共交通機関等での移動時はシステムを利用しない。</li><li>✓ 持ち出す端末には、必要最小限のアプリケーションのみをインストールする。</li><li>✓ 端末の盗難、紛失時した場合は、すみやかに管理者等に連絡し、指示を仰ぐ。</li><li>✓ 外出時の置き忘れ、盗難に注意する。電車の網棚、駐車中の車の中など紛失・盗難リスクの高い場所には置かない。</li></ul>
7. 不要情報はすみやかに消去しましょう	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 端末に保存された情報が職務上不要となった場合は、すみやかに情報を消去する。</li><li>✓ 端末を廃棄する場合には、記録媒体内に情報が残留しないよう、全ての情報を復元できないように抹消する。</li></ul>
8. ウイルス感染が疑われたら	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 端末をネットワークから切り離し（LANケーブルを抜く、無線LANを切断する等）、すぐにシステム管理者等に連絡する。</li></ul>

## 4. 感染症サーベイランスシステムの情報セキュリティに関するご案内

### 4.3. 各利用者が実施できる情報セキュリティ対策（システム一般利用者向け）

- アカウントを他者と共有することはできません。システム操作をした個人を特定することができなくなり、なんらかの問題発生時に原因究明が難航する恐れ等があるためです。
- ご自身のアカウントをもたないシステム一般利用者等は、アカウントの新規発行を各機関のシステム利用管理者に申し出ください。
- 情報流出防止等のため情報セキュリティガイドの記載事項を遵守し、適切な情報管理を徹底する必要があります。

感染症サーベイランスシステム利用者の皆さま 

### 情報セキュリティガイド

このシステムは「感染症患者の機微情報」など重要情報を扱うシステムです

感染症情報に関連して、WHOや公的機関などを狙ったサイバーセキュリティ事案が懸念されています。情報流出防止のため、このリーフレットの記載事項を遵守し、適切な情報管理を徹底してください。

#### 1. ID・パスワードは厳密に管理しましょう

- 推測されにくいパスワードを設定する。
- 個人パスワードを使い回さない（このシステム専用とする）。
- 業務終了、離席・帰宅時はサインアウト（ログアウト）する。
- システムの利用端末にID・パスワードを保存しない。
- ID・パスワードを他者に教えない。
- IDの発行、変更、停止、削除の必要がある際は、必ずシステム利用管理者へ事前に申し出て、利用者アカウント変更等の手続きを行う。

#### 2. ウィルス対策ソフトを適切に使用しましょう

- ウィルス対策ソフトを導入した上で、パターンファイル等を自動更新し、適切に運用する。
- 業務用のパスワード・メールアドレスを外部サイトで使用しない。
- パスワードは、大文字と小文字、記号と数字を組み合わせた推測困難なものに設定する。

#### 3. OS、ソフトウェアを最新に保ちましょう

- OS、ソフトウェアは、最新のセキュリティ対策パッチを適用（インストール）する。

#### 4. 盗み見防止に注意しましょう

- 離席時や、端末を手元から離す場合は、ロックする。
- IDやパスワードの入力時は手元を見られないようにする。
- 盗み見の恐れがある場合は、覗き見防止フィルタを付ける。

#### 5. 情報・端末は適切に利用しましょう

- 業務遂行の目的以外で情報とシステムを利用しない。
- 端末、USBメモリ、CD-R等に個人情報等を保存しない。
- USBメモリ接続時にウイルススキャンを実施し、感染が拡大しないようにする。
- 端末を第三者へ貸与しない。
- 端末に管理責任者の許可のない、業務上不要なアプリケーションをインストール、利用しない。
- システム利用時に、端末を安全性の確認できないネットワーク（無料のWi-Fi等）に接続しない。

#### 6. 端末を外外部で使用の際は 紛失防止を心がけシステム利用を最小限にしましょう

- 外出時にやむを得ず利用する場合は、情報機器の取り扱いに十分注意をする。あわせて、安全性の確認できていない公衆無線LANは利用しない。
- 公共交通機関等での移動時はシステムを利用しない。
- 持ち出す端末には、必要最小限のアプリケーションのみをインストールする。
- 端末の盗難、紛失時は、すみやかに管理者等に連絡し、指示を仰ぐ。
- 外出時の置き忘れ、盗難に注意する。
- 電車の網棚、駐車中の車の中など紛失・盗難リスクの高い場所には置かない。

#### 7. 不要情報はすみやかに消去しましょう

- 端末に保存された情報が職務上不要となった場合は、すみやかに情報を消去する。
- 端末を廃棄する場合には、記録媒体内に情報が残らないよう、全ての情報を復元できないように抹消する。

#### 8. ウィルス感染が疑われたら

- 端末をネットワークから切り離し（LANケーブルを抜く、無線LANを切断する等）、すぐにシステム管理者等に連絡する。

情報漏えい・改ざん、システム障害などが起こったり、起こりそうだと感じたら、すぐにシステム利用管理者等へご連絡ください